

官報

昭和五十三年三月一日

○第八十四回 参議院會議録第八号

昭和五十三年三月一日(水曜日)

午後零時三十分開議

○議事日程 第八号

昭和五十三年三月一日

正午開議

第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、永年在職議員表彰の件
- 一、原子力衛星の規制に関する決議案(木村睦男君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(安井謙君) これより會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第六十二番、地方選出議員、和歌山県選出、前田勲男君。

〔前田勲男君起立、拍手〕

○議長(安井謙君) 議長は、本院規則第三十条により、前田勲男君を通信委員に指名いたします。

○議長(安井謙君) この際、永年在職議員表彰の

件についてお諮りいたします。

議員秋山長造君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって同君の永年の功勞を表彰することとし、その表彰文は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました表彰文を朗読いたします。

〔秋山長造君起立〕

議員秋山長造君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

〔拍手〕

表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいま

○議長(安井謙君) 徳永正利君から発言を求められております。発言を許します。徳永正利君。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 私、本院議員を代表いたしましたし、ただいま永年在職のゆえをもって表彰されました秋山長造君に対し、一言お祝いの言葉を申し上げます。

秋山長造君は、昭和二十八年第三回参議院通常選挙に当選され、自來今日まで二十五年の長きにわたり、本院議員として御活躍をされました。一口に二十五年と申ししても、戦後間もなくから今日まで、政治、経済、社会、国際関係など幾多の変遷を顧みますとき、この四半世紀の間には、容易に語り尽くせない風雪の歴史があります。その激流の中にあつて、五回に及ぶ通常選挙と、さらに知事選挙に出馬のため一たん議員を辞任され、再び補欠選挙で返り咲かれるなど、厳しい選挙を戦ひ抜かれ、国会議員として長年在職された歳月の重みは、秋山君御自身がひしひしと、かみしめておられることと思います。

この間、同君は、文教委員長、科学技術振興対策特別委員長、災害対策特別委員長を歴任され、一方、党内におかれましては、日本社会党の政策審議会副会長、国会対策副委員長などを歴任、現在、参議院議員会長の要職にありま。このように、同君は、すぐれた豊かな人格と識見により、わが国民民主政治の発展と本院の使命達成のために指導的役割を果たしてこられたのであります。

ここに、われわれ一同は、同君の二十五年にわたる御功績に対し深甚なる敬意を表しますとともに、本日栄誉ある表彰を受けられたことに、つまじまして心からの祝意を表する次第であります。現下わが国内外の諸情勢はまことに多事多難であり、本院に対する国民の期待もまた大なるものがあります。どうか、秋山君におかれましては、健康に留意され、今後とも本院の使命達成と議会民主政治の発展のために一層の御尽力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

○議長(安井謙君) ただいま表彰を受けられました秋山長造君から発言を求められております。発言を許します。秋山長造君。

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 ただいまは院議をもって御表彰をいただき、また、身に余る御祝辞を賜りまして、まことにありがとうございます。皆様温かき御厚情に對しまして、謹んで心の底から厚くお礼を申し上げる次第でございます。(拍手)

昭和二十八年春、最年少議員の一人として本院に出てまいりましてから六十歳の今日まで、この二十五年間にはずいぶんいろいろなことがございました。まさに激動の四半世紀と言えるかもしれせん。しかしまた、長い歴史の上から見ますれば、ほんの一瞬間、あつと言つ間に過ぎ去つたことのような氣もいたします。いづれにいたしましても、この際いたずらに、過去の思い出をなつかしみますよりも、将来に向かつてさらに前進をいたさなければなりません。いわんや、内外情勢のきわめて重大な今日のことでございます。はなはだ微力かつ不敏、不明の身ではございますが、初心に返り、決意を新たに、国家国民のため、また議會政治発展のため、皆様の驍尾に付して、さらに全力を尽くしたいと存じます。

どうぞ、この上とも交わらざる御交誼、御指導を賜りますように心からお願ひを申し上げます。簡単ながら、ごあいさつといたします。

本当にありがとうございます。(拍手)

○議長(安井謙君) この際、お諮りいたします。

木村睦男君外八名発議に係る原子力衛星の規制に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。木村睦男君。

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 原子力衛星の規制に関する決議案

原子力衛星の規制に関する決議案
右の議案を決議する。
昭和五十三年二月二十八日

賛議者

木村 睦男	中西 一郎	久保 亘	原田 立	藤井 恒男	賛成者	安孫子 藤吉	浅野 拓	岩動 道行	石本 茂	稲嶺 一郎	岩崎 純三	植木 光教	衛藤 征士郎	小澤 太郎	大島 友治	岡田 広	梶木 又三	金井 元彦	亀井 久興	河本 嘉久蔵	久次米 健太郎	熊谷 弘	小林 国司	後藤 正夫	佐々木 満	斎藤 十朗	坂元 親男	志村 愛子	嶋崎 均	新谷 寅三郎	鈴木 正一	世耕 政隆	田代 由紀男
中山 太郎	遠藤 要	大塚 喬	橋本 敦			青井 政美	伊江 朝雄	石破 二郎	糸山 英太郎	岩上 二郎	上原 正吉	江藤 智	遠藤 政夫	大石 武一	大谷 藤之助	長田 裕二	片山 正英	金丸 三郎	亀長 友義	北 修二	楠 正俊	源田 実	古賀 雷四郎	郡 祐一	斎藤 栄三郎	坂野 重信	山東 昭子	塩見 俊二	下条 進一郎	菅野 儀作	鈴木 省吾	園田 清充	田原 武雄

高橋 圭三	高平 公友	玉置 和郎	土屋 義彦	戸塚 進也	内藤 三郎	中村 太郎	永野 殿雄	鍋島 直紹	西村 尚治	長谷川 信	鳩山 威一郎	林 道	原文 兵衛	福岡 日出磨	藤井 裕久	藤田 正明	降矢 敬義	細川 護熙	堀江 正夫	前田 勲男	増田 盛	丸茂 重貞	宮田 輝	望月 邦夫	八木 一郎	山崎 竜男	山本 富雄	阿具 根登	赤桐 操	秋山 長造	案納 勝	小野 明	大森 昭	片岡 勝治	勝又 武一	栗原 俊夫	小柳 勇
高橋 誉富	竹内 深	塚田 十一郎	寺下 岩藏	徳永 正利	中村 啓一	中村 植二	夏目 忠雄	成相 善十	野呂 田芳成	桑野 章	林 寛子	林田 悠紀夫	松垣 徳太郎	福島 茂夫	藤井 丙午	二木 謙吾	降矢 敬雄	堀内 俊夫	真鍋 賢二	増岡 康治	町村 金五	三善 信二	最上 進	森下 泰	安田 隆明	山内 一郎	吉田 実	青木 薪次	西ヶ久保 重光	穂山 篤	上田 哲	大木 正吾	粕谷 照美	片山 基市	川村 清一	小谷 守	小山 一平
佐藤 三吾	志吉 裕	田中 寿美子	竹田 四郎	寺田 熊雄	野口 忠夫	浜本 万三	福岡 知之	松前 達郎	丸谷 金保	村沢 牧	目黒 今朝次郎	矢田部 理	安永 英雄	吉田 忠三郎	和田 静夫	相沢 武彦	内田 善利	柏原 ヤス	黒柳 明	小平 芳平	渋谷 邦彦	鈴木 一弘	多田 省吾	中野 明	馬場 富	三木 忠雄	宮崎 正義	矢原 秀男	市川 正一	小笠原 貞子	河田 賢治	小巻 敏雄	下田 京子	内藤 功	安武 洋子	渡辺 武	柄谷 道一
坂倉 藤吾	瀬谷 英行	高杉 勉忠	対馬 孝且	戸叶 武	野田 哲	広田 幸一	藤田 進	松本 英一	宮之原 貞光	村田 秀三	森下 昭司	安恒 良一	山崎 昇	吉田 正雄	阿部 憲一	和泉 照雄	太田 淳夫	上林 繁次郎	桑名 義治	塩出 啓典	白木 義一郎	田代 富士男	中尾 辰義	二宮 文造	藤原 房雄	峯山 昭範	矢追 秀彦	渡部 通子	上田 耕一郎	神谷 信之助	香脱 タケ子	佐藤 昭夫	立木 洋	宮本 顕治	山中 郁子	井上 計	木島 則夫

参議院議長 安井 謙蔵

原子力衛星の規制に関する決議

ソ連の原子炉積載コスモス衛星が、去る一月二十四日カナダ北部に墜落し、我が国民に強い衝撃を与えた。この事件は、あらためて、宇宙の軍事利用競争の防止と、すべての人工衛星の安全管理に、万全を期せざる限り、人類の生存と世界の平和にとつて、きわめて重大な脅威となり得ることを明らかにした。かかる事故の再発により、人類が放射能汚染の被害を蒙ることは、あらゆる手段により防止されなければならない。

よつて、政府は速やかに関係諸国と協議し、次の措置を講ずべきである。

一、原子力衛星に関しては、新たな打上げ禁止の検討を含め、安全確保に万全を期するため、厳しい規制措置が国際的に講ぜられるようはかる。

二、周囲中の原子力衛星に関する資料の公表を国際的に働きかけるとともに、その監視及び安全確保を目的とする国際協力体制の強化をはかる。

三、宇宙関係三条約を我が国が速やかに批准するようその準備を促進する。

右決議する。

〔木村睦男君登壇、拍手〕

○木村睦男君 だいたい議題となりました、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の共同提案に係る原子力衛星の規制に関する決議案について、発議者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

原子力衛星の規制に関する決議案

ソ連の原子炉積載コスモス衛星が、去る一月二十四日カナダ北部に墜落し、我が国民に強い衝撃を与えた。この事件は、あらためて、宇宙の軍事利用競争の防止と、すべての人工衛星の安全管理に、万全を期せざる限り、人類の生存と世界の平和にとつて、きわめて重大な脅威となり得ることを明らかにした。かかる事故の再発により、人類が放射能汚染の被害を蒙ることは、あらゆる手段により防止されなければならない。

よつて、政府は速やかに関係諸国と協議し、次の措置を講ずべきである。

一、原子力衛星に関しては、新たな打上げ禁止の検討を含め、安全確保に万全を期するため、厳しい規制措置が国際的に講ぜられるようはかる。

二、周回中の原子力衛星に関する資料の公表を国際的に働きかけるとともに、その監視及び安全確保を目的とする国際協力体制の強化をはかる。

三、宇宙関係三条約を我が国が速やかに批准するようその準備を促進する。

右決議する。

以上であります。

次に、決議案の趣旨について申し上げます。

宇宙条約にもうたわれておりますように、宇宙空間は、すべての国が、いかなる種類の差別もなく、平等かつ国際法に従って自由に探索し、利用することができるとはありますが、同時に、その探索、利用活動は、国際の平和と安全の維持のためになされなければならないものであります。

しかるに、宇宙空間での最近における米ソの衛星打ち上げ競争はますます激しさを増しつつあり、それにつれて、平和利用と軍事利用との境界がきわめてあいまいとなつてきており、また、宇宙空間での原子力の使用も増大してきております。

こうした状況の中で、去る一月二十四日には、ソ連の原子力衛星が墜落し、人類を放射能汚染の恐怖に陥れたのであります。

今回の墜落事件で明らかになりましたように、原子力衛星には墜下するおそれがあり、その結果人間環境が著しく汚染される危険があることに付いて、われわれは強い懸念を表明せざるを得ないのであります。したがつて、今日、まず何よりも重要なことは、人類が原子力衛星によって放射能汚染の被害を受けることがないよう、あらゆる手段を講じなければならないことである。そのためには、あらゆる原子力衛星に対し、新たな打上げ禁止の検討を含めた厳しい規制措置を速やかに講ずることが緊要であります。

政府は、本決議案の趣旨を体し、関係国と協議の上、適切な国際的措置が講ぜられるよう最善の努力を払うべきであり、唯一の被爆国である我が国には、その責務があると思つております。

以上が本決議案の趣旨であります。何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長(安井謙君) これより本案の採決をいたします。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年二月二十八日 大蔵委員長 嶋崎 均

参議院議長 安井 謙殿

要 領 書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多角的貿易交渉の進展に対応し、その妥結促進等に資するため、乗用自動車等の関税率を引き下げることにするとともに、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、石油税の創設に伴う原油等の関税率の引下げを図る等関税率について所要の改正を行うほか、関税率表の品目分類に関する所要の調整及び関税の減免還付制度についての所要の整備を図るものとして、おおむね妥協な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に伴う関税の減収見込額は、昭和五十三年度四百五十億円である。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年二月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項中「行なう」を「行」に改め、「を含む、また、同項の原料品には同項の輸出貨物の製造に直接使用される燃料(当該輸出貨物の製造に加熱用として直接使用される蒸気、温水その他これらに類するものを得るために直接使用される燃料を含む。)」を削る。

別表の目次中「第一三類 染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物性の液汁及びエキスを」第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキスをに改め、同目次第一四類の表題中「彫刻用又は細工用の材料並びに」を削り、同目次第三五類の表題中「及び膠着剤を」、膠着剤及び酵素に改め、同目次第二部及び第六七類の表題中「造花、人髪製品及び扇子を」造花及び人髪製品に改め、同目次第一八部及び第九二類の表題中「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改め、同目次第九六類の表題中「羽毛製ダスターを」を削る。

別表の関税率表の解釈に関する通則3中「なんらかの」を「何らかの」に、「見られる」を「みられる」に改め、同通則3(b)中「異なる物質から成る混合物又は異なる構成要素で作られた物品」を「混合物、異なる構成材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及びセットにした物品」に改め、同通則3(c)中「これにつき最も高い税率が定められている号」を「それぞれ該当すると認められる号のうち最後の号」に改め、同通則備考中3を削り、4を3とし、5を4とし、同備考6中「表わす」を「表す」に改め、同備考中6を5とする。

別表第四類の注1中「ケフィア、ヨーグルトその他これらに類する発酵乳」を「凝固乳、ケフィア、ヨーグルトその他の発酵乳又は酸性化乳」に改める。

別表第五類の注1(b)中「第〇五・〇六号」を削り、「該当する物品」の下に「及び第〇五・一五号に該当する原皮くず」を加え、同注1(d)中「ふさ状」を「房状」に、「第九六・〇三号」を「第九六・〇一」号に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

昭和五十一年六月十八日に行われた関税率表における物品の分類のための品目表の改正に関する関税協力理事会の勧告(以下「関税協力理事会昭和五十一年勧告」という。)に伴い、この類における第〇五・〇六号、第〇五・一〇号及び第〇五・一一号は欠番である。

別表第〇五・〇六号を削る。

別表第〇五・〇九号中「角」を「アイボリー、かめの甲、角」に改める。

別表第〇五・一〇号及び第〇五・一一号を削る。

別表第〇五・一五号中	六 乾燥した血	五%	六 臓、筋及び原皮くず	無税
	七 その他のもの	五%	七 乾燥した血	五%
			八 その他のもの	五%

別表第七類の注の第二文(c)中「第一一・〇三号」を「第一一・〇四号」に改める。

注

この類は、穀の除去又はその他の加工をしてない穀物に限り適用する。ただし、第一〇・〇六号には、玄米、精米、つや出した米、パルボイルドライス、コンパードライス及び碎米を含む。

別表第一一類の注1(a)中「第二二・〇一」を「第二二・〇二」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一一・〇三号及び第一一・〇六号は欠番である。

別表第一一・〇二号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第一一・〇六号に該当する米」に改める。

別表第一一・〇三号を削る。

別表第一一・〇四号を次のように改める。

一 一・〇四	豆(第〇七・〇五号に該当するものに限る。又は果実(第八類に該当するものに限る。)(粉並びにサゴヤしの髄又は第〇七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール	二五%
一	豆の粉	二五%
二	果実の粉	二五%
三	その他のもの	二五%

別表第一一・〇六号を削る。

別表第二二類の注2中「ベッチの種」を「ベッチの種(ビチア・ファバ種のを除く。)」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二二・〇五号は欠番である。

別表第二二・〇五号を削る。

別表第二二・〇八号を次のように改める。

二二・〇八	チコリーの根(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。)及びローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの	三〇%
一	チコリーの根	無税
二	ローカストビーン	無税
三	食用の海藻(乾燥したものを含む。)	無税
(一)	正方形又は長方形の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	一枚につき一元五〇銭
(二)	あまのり属のもの及びこれを交えたもの(一)に掲げるものを除く。	四〇%
(三)	その他のもの	一五%
四	こんにやくいも(切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。)	四〇%
五	その他のもの	一〇%

別表第二三類の表題中「染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物性の液汁」を「ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁」に改める。

別表第二三類の注(a)中「こえる」を「超える」に改め、同注(b)中「第一九・〇二号」を「第一九・〇二

号」に改め、同注(b)中「第三三・〇五号」を「第三三・〇六号」に改め、同備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一三・〇一号は欠番である。

別表第一三・〇一号を削る。

別表第一四類の表題中「彫刻用又は細工用の材料並びに」を削る。

別表第一四類の注4中「ふさ状」を「房状」に、「第九六・〇三号」を「第九六・〇一号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一四・〇四号は欠番である。

別表第一四・〇四号を削る。

別表第一四・〇五号中「三 その他のもの

三	あい、ログウッドその他の染色用原材料及び浸食子、五倍子、オーク樹皮その他のなめし用原材料	無税
四	コロゾ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻及びナット	無税
五	その他のもの	一〇%

別表第一五類の備考に次のように加える。

3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一五・〇九号及び第一五・一四号は欠番である。

別表第一五・〇九号及び第一五・一四号を削る。

別表第一五・一五号を次のように改める。

一五・一五	鯨ろう(粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。及びみつろうその他のかん虫ろう(着色してあるかどうかを問わない。))	一五九
-------	---	-----

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

一 鯨ろう 二 みつろう 三 その他のもの	一五% 一五% 一五%
別表第一五・一七号を次のように改める。 一五・一七 デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろの処理の際に生ずる残留物 一 デグラス 二 その他のもの	一五% 五%
別表第一七・〇一号から第一七・〇三号までを次のように改める。 一七・〇一 てん菜糖及び甘しや糖(固体のものに限る。) 一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの (一) 香料又は着色料を加えたもの (二) その他のもの	一キログラムにつき き六三円五〇銭 一キログラムにつき き六三円五〇銭 一〇%
二 その他のもの (一) 糖度が九八度以下のもの(車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。) A 香料又は着色料を加えたもの B その他のもの	一キログラムにつき き六三円五〇銭 一キログラムにつき き四一円五〇銭
(二) その他のもの A 香料又は着色料を加えたもの B その他のもの	一キログラムにつき き六三円五〇銭 一キログラムにつき き四一円五〇銭
一七・〇二 その他の糖類(固体のものに限る。並びに糖水(香料又は着色料を加えたものを除く。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。及びカラメル (一) ぶどう糖(砂糖を加えたものを除く。) (二) 香料又は着色料を加えたもの	三五%(その率が 一キログラムにつき き二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 二五%
二 麦芽糖(砂糖を加えたものを除く。) (一) 香料又は着色料を加えたもの	三五%(その率が 一キログラムにつき き二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
三 乳糖(砂糖を加えたものを除く。) (一) 香料又は着色料を加えたもの	三五%(その率が 一キログラムにつき き二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五 砂糖水	三五%(その率が 一キログラムにつき き二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

昭和五十二年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

六 カラメル	三五%
七 人造はちみつ	三五%
八 その他のもの	
(一) 砂糖を加えたもの	
A 香料料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
B その他のもの	三五%
(二) その他のもの	
A 香料料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
B その他のもの	二五%

一七・〇三 糖みつ	
一 容器入りのもの (容器ともの一個の重量が一〇キ ログラム以下のものに限る。)	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
(一) 香料料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
(二) その他のもの	二五%

二 その他のもの	
(一) 糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の六 〇%以下のもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
A 香料料又は着色料を加えたもの	三五%

B その他のもの	一キログラムにつ き一八円
(二) その他のもの	
A 香料料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
B その他のもの	一キログラムにつ き二七円

別表第一七・〇五号を削る。	
別表第一九類に備考として次のように加える。	
備考	
関税協力理事會昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一九・〇一号及び第一 九・〇六号は欠番である。	
別表第一九・〇一号を削る。	
別表第一九・〇二号を次のように改める。	
一九・〇二	麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの 育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品 (ココアを含 有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に 満たないものに限る。)
一 麦芽エキス	二五%
二 その他のもの	三五%
(一) 砂糖を加えたもの	二五%
(二) その他のもの	
別表第一九・〇六号を削る。	
別表第一九・〇七号を次のように改める。	
一九・〇七	食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品 (砂 糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたもの を除く。及び聖さん用ウエハート、医療用に適するオブ ラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他こ れらに類する物品
一 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー 製品	三〇%
二 その他のもの	二〇%

(e) 第三五・〇七号の調製した酵素	
--------------------	--

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

別表第二二類に備考として次のように加える。

備考

関稅協力理事會昭和五十一年勸告に伴い、この類における第二一・〇一号は欠番である。

別表第二二・〇一号を削る。

別表第二二・〇二号を次のように改める。

二一・〇二

コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品並びにチコリーその他のコーヒ代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

一 コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品

(一) 砂糖を加えたもの

(二) その他のもの

A インスタントコーヒ及びインスタントティー

B その他のもの

二 その他のもの

別表第二二・〇七号を次のように改める。

二一・〇七

調製食料品（他の号に該当するものを除く。）

一 糖水（香味料又は着色料を加えたものに限る。）

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

(二) その他のもの

A アルコールを含有しない飲料のもと

B その他のもの

(a) 第〇四・〇七号に掲げる物品のもの

(b) その他のもの

別表第二五類の注1中「文脈により」を「文脈又はこの類の注3により」に、「さらに」を「更に」に改め、同注2(中)中「塩化ナトリウムで製造した光学用品(第九〇・〇一号参照)及び第三八・一九号の塩化ナトリウム培養単結晶」を「塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムで製造した光学用品(第九〇・〇一号参照)及び第三八・一九号の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムの培養単結晶」に改め、同注に次のように加える。

三五%（その率が
一キログラムにつ
き二七円の従量税
率より低いときは
は、当該従量税率）

三五%

三五%

三五%

三五%

三五%

三〇%

一五%

二五%

3 第二五・三三三号には、アースカラー（焼いてあるか、又は相互に混合してあるかどうかを問わない。）及び天然の雲母酸化鉄並びに海泡石（みがいであるかどうかを問わない。）は、こはく並びに板状、棒状その他これらに類する形状に凝結した海泡石及びこはく（凝結したものにあっては、成形後に加工したものを除く。）並びに黒玉並びにストロンチアナイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品の破片を含む。

別表第二五類に備考として次のように加える。

備考

関稅協力理事會昭和五十一年勸告に伴い、この類における第二五・〇九号、第二五・二五号及び第二五・二九号は欠番である。

別表第二五・〇九号を削る。

別表第二五・一九号を次のように改める。

二五・一九

天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかどうかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（化学的に純粋であるかどうかを問わない。）

一 酸化マグネシウム（焼いた天然の炭酸マグネシウムを除く。）

二 その他のもの

別表第二五・二五号及び第二五・二九号を削る。

別表第二五・三三三号を次のように改める。

二五・三三三

鉱物（他の号に該当するものを除く。）

一 天然ソーダ

二 海泡石、こはく及び黒玉

(一) 海泡石又はこはくのくず

(二) その他のもの

三 その他のもの

別表第二七類の注1(中)「第三三・〇二号」を削り、同備考に次のように加える。

3 関稅協力理事會昭和五十一年勸告に伴い、この類における第二七・〇五号は欠番である。

別表第二七・〇四号中「製造したものに限定する。」を「製造したものに限定するものとし、凝結してあるかどうかを問わない。」並びに「レトルトカーボン」に改める。

別表第二七・〇五号を削る。

別表第六部の注に次のように加える。

3 二以上の独立した構成成分から成るセットにした物品のうち、当該構成成分の一部又は全部がこの部に該当し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために共に混合するためのものは、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限り、当該生産品の該当する号に分類する。

二五%

無税

一〇%

無税

一五%

無税

- (i) 取りそろえられた状態からみて詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。
- (ii) 共に輸入されるものであること。
- (iii) 当該構成成分の性質又は相対的量の比のいずれかによつて互いに補充し合うものであることが確認できること。

別表第二八類の注(四)を次のように改める。

- (a) 第五部に該当する塩化ナトリウム及び酸化マグネシウム(化学的に純粋であるかどうかを問わない。)その他の生産品

別表第二八類の注(五)(e)中「酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくは」を「アルカリ金属又はに改め、同注(五)(f)中「貴金属」の下に「及び貴金属合金」を加え、同注(五)(g)中「問わない。」の下に「及び卑金属合金」を加え、同注(五)(h)中「酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくは」を「アルカリ金属又は」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二八・〇七号、第二八・一二号、第二八・二六号、第二八・三三三号、第二八・三四号、第二八・四一四号及び第二八・五三三号は欠番である。

別表第二八・〇七号及び第二八・一一号を削る。

別表第二八・一三三号中「二 非金属酸化物」

二 非金属酸化物

(一) 三酸化ヒ素

(二) 二酸化硫黄

(三) その他のもの

別表第二八・一八号を次のように改める。

二八・一八

マグネシウムの水酸化物及び過酸化マグネシウム並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化水酸化物

一 水酸化バリウム

二 その他のもの

別表第二八・二四号中「水酸化コバルト」の下に「並びに商慣行上酸化コバルトとして取引される物品」を加える。

別表第二八・二六号を削る。

別表第二八・二八号中

四 水酸化リチウム

五 その他のもの

四 酸化第一すず及び酸化第二すず

五 水酸化リチウム

六 その他のもの

別表第二八・三〇号から第二八・三三三号までを次のように改める。

二八・三〇

塩化物、オキシ塩化物、ヒドロオキシ塩化物、臭化物、オキシ臭化物、よう化物及びオキシよう化物

一 塩化物、オキシ塩化物及びヒドロオキシ塩化物

(一) 塩化アンモニウム

(二) 塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀

(三) 塩化リチウム

(四) その他のもの

二 臭化物及びオキシ臭化物

(一) 臭化カリウム及び臭化リチウム

(二) その他のもの

三 よう化物及びオキシよう化物

次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩並びに商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引される物品

一 次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引される物品

二 次亜臭素酸塩

塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩

一 塩素酸塩及び過塩素酸塩

(一) 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム

(二) その他のもの

二 臭素酸塩及び過臭素酸塩

三 よう素酸塩及び過よう素酸塩

別表第二八・三三三号、第二八・三四号及び第二八・四一四号を削る。

別表第二八・四八号中

一 硫酸ニッケルアンモニウム

二 その他のもの

別表第二八・五三三号を削る。

別表第二八・五五号中「りん化合物の下に」(化学的に単一であるかどうかを問わない。)]を加える。

別表第二八・五六号中「炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物」を「炭化物(化学的に単一であるかどうかを問わない。)]に改める。

別表第二八・五七号中「ほう化合物の下に」(化学的に単一であるかどうかを問わない。)]を加える。

別表第二八・五八号を次のように改める。

二八・五八

その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除去してあるかどうかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金

二〇% 無税

二五% 二五% 二五% 二五%

二〇% 二〇% 二〇% 二〇%

一五% 一五% 一五% 一五%

二〇% 二〇% 二〇% 二〇%

一五% 一五% 一五% 一五%

二〇% 二〇% 二〇% 二〇%

一五% 一五% 一五% 一五%

二〇% 二〇% 二〇% 二〇%

一五% 一五% 一五% 一五%

二〇% 二〇% 二〇% 二〇%

一五% 一五% 一五% 一五%

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

一六四

属のアマルガムを除く。

- 一 液体空氣及び圧搾空氣
- 二 その他のもの

無税
一五%

別表第二九類の注1(h)を次のように改める。

(h) ジアゾニウム塩及びそのカブリング成分並びにジアゾ化し得るアミン及びその塩のうち、アゾ染料生成用のもので標準的な濃度にしたもの

別表第二九類の注2中(i)を(h)とし、(h)を(i)とし、(g)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。

(g) 酵素(第三五・〇七号参照)

別表第二九類に備考として次のように加える。

備考

関稅協力理事會昭和五十一年勅告に伴い、この類における第二九・一七号、第二九・一八号、第二九・二〇号、第二九・三二号及び第二九・四〇号は欠番である。

別表第二九・二二号を次のように改める。

二九・二二 その他の鉍酸エステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二〇%

別表第二九・三二号を削る。

別表第二九類の第一節の表題中、「ホルモン及び酵素」を「及びホルモン」に改める。

別表第二九・四〇号を削る。

別表第三〇類の注2(a)中「第三三・〇五号」を「第三三・〇六号」に改める。

別表第三三類の注2中「纖維上に不溶性アゾイック染料」を「アゾ染料」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関稅協力理事會昭和五十一年勅告に伴い、この類における第三三・〇二号は欠番である。

別表第三三・〇一を次のように改める。

三三・〇一

植物性のなめしエキスを並びにタンニン(水で抽出した没食子タンニン及び五倍子タンニンを含む)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

- 一 植物性のなめしエキス
- 二 タンニン
- 三 タンニン誘導体

無税
一〇%
一五%

別表第三三・〇二を削る。

別表第三三・〇九号中「その他の着色料」の下に「並びにこの類の注4に規定する溶液」を加える。

別表第三三類の注2を次のように改める。

2 第三三・〇六号において「調製香料及び化粧品類」には、次の物品を含む。

- (a) 調製した室内防臭剤(芳香を付けてあるかどうかを問わない。)
- (b) 調製香料、化粧品類又は室内防臭剤としての用途に適する物品のうち、これらの用途に供するため小売用の包装にしたもの(混合してあるかどうかを問わないものとし、精油のアキアスディスチレート及びアキアスソリューションを除く。)

別表第三三類の備考に次のように加える。

3 関稅協力理事會昭和五十一年勅告に伴い、この類における第三三・〇二号、第三三・〇三号及び第三三・〇五号は欠番である。

別表第三三・〇一を次のように改める。

三三・〇一

精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。)、レジノイド、精油のコンセントレート(冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物

一 精油

(一) ベイ葉油、ベルガモット油、カナンガ油、けい皮油、けい葉油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、ジンジャ

ラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、大ういきよう油、

タイム油、イランイラン油及び牛樟油

(二) グラニウム油、ラベンダー油、レモンガラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油

(三) その他のもの

二 精油のコンセントレート

三 その他のもの

別表第三三・〇二号、第三三・〇三号及び第三三・〇五号を削る。

別表第三三・〇六号を次のように改める。

三三・〇六

調製香料及び化粧品類並びに精油のアキアスディスチレート及びアキアスソリューション(医薬用に適するものを含む。)

一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの

二 おしろい

三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品

四 歯みがき

無税
一〇%
二〇%
二〇%
一〇%
五〇%
四〇%
五〇%
一五%

五 その他のもの	
(一) 室内防臭剤	二〇%
(二) 精油のアキニアスチレート及びアキニアスリニーション	二〇%
(三) その他のもの	四〇%
別表第三五類の表題中「及び膠着剤」を、膠着剤及び酵素に改める。	
別表第三五類の注1を次のように改める。	
1 この類には、次の物品を含まない。	
(a) 酵母(第二一・〇六号参照)	
(b) 医薬品(第二一・〇三三号参照)	
(c) なめし前処理用の酵素系調製品(第三二・〇三三号参照)	
(d) 第三四類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品	
(e) ゼラチンに印刷した物品(第四九類参照)	
別表第三五・〇四号中「たばく質系物質」の下に「第三五・〇七号の酵素を除く。」を加える。	
別表第三五類に次の一号を加える。	
三五・〇七 酵素及び調製した酵素(他の号に該当するものを除く。)	
一 ペプシン、レンネット及びババイン並びにこれらの調製品	二〇%
二 その他のもの	二〇%
別表第三六類の注2中第三六・〇八号は、次の物品に限り適用するを「第三六・〇八号において「可燃性材料の製品」は、次の物品に限る」に改め、同注2(e)中「つけ木」を「付け木」に改め、同類に備考として次のように加える。	
備考	
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三六・〇三三号及び第三六・〇七号は欠番である。	
別表第三六・〇三三号を削る。	
別表第三六・〇四号中「火管」を「導火線、導爆線、火管」に改める。	
別表第三六・〇七号を削る。	
別表第三六・〇八号を次のように改める。	
三六・〇八 フェロセリウムその他の発火性合金(形状を問わない。)	一五%
及び可燃性材料の製品	
備考	
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三七・〇六号は欠番である。	
別表第三七・〇六号を削る。	
別表第三七・〇七号を次のように改める。	

昭和五十三年三月一日 参議院会議録第八号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

三七・〇七	
映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか、又はサウンドトラックのみであるかどうかを問わない。)	
一 ニュース用のもの	
(一) フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの	一米ートルにつき二五円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき一〇円
B その他のもの	一米ートルにつき一〇円
(二) その他のもの	一米ートルにつき五〇円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき一〇円
B その他のもの	一米ートルにつき一〇円
二 その他のもの	
(一) フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの	一米ートルにつき二五円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき二五円
B その他のもの	一米ートルにつき五円
(二) フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもの	一米ートルにつき二五円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき二五円
B その他のもの	一米ートルにつき二五円
(三) フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇ミリメートル以下のもの	一米ートルにつき五〇円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき五〇円
B その他のもの	一米ートルにつき五〇円
(四) フィルムの幅が四〇ミリメートルを超えるもの	一米ートルにつき五〇円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき五〇円
B その他のもの	一米ートルにつき一〇〇円
別表第三八類の注1(a)(2)中「除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤」を「殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植	

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案

物生長調整劑」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

關稅協力理事會昭和五十一年勸告に伴い、この類における第三八・〇二号、第三八・〇四号及び第三八・一〇号は欠番である。

別表第三八・〇二号を削る。

別表第三八・〇三号を次のように改める。

三八・〇三 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに酸炭(炭酸炭を含む)。

一 活性炭

二 骨炭

三 アイボリーブラックその他の酸炭

四 その他のもの

二〇%
無税
一五%
一〇%

別表第三八・〇四号を削る。

別表第三八・〇九号を次のように改める。

三八・〇九 木タール、木タール油(第三八・一八号に該当する配合溶劑及び配合シンナーを除く)、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油並びに植物性ビッチ並びにブルーワーズビッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ビッチをもととしたもの及び天然樹脂質の物品をもととした鋳物用の中子粘結劑

一 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油

二 その他のもの

無税
一〇%

別表第三八・一〇号を削る。

別表第三八・一一号を次のように改める。

三八・一一 消毒劑、殺虫劑、殺菌劑、除草劑、発芽抑制劑、植物生長調整劑その他これらに類する物品(小売用の形状又は包装にしたもの、製劑にしたもの並びに硫酸を含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る)。

一 小売用の形状又は包装にしたもの

二 その他のもの

二〇%
二〇%
二〇%
二〇%

別表第三八・一九号中「一〇 その他のもの」

「一〇 アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する炭酸鉄

一一 その他のもの

五%
二〇%
に改める。

別表第七部に注として次のように加える。

注

二以上の独立した構成成分から成るセットにした物品のうち、当該構成成分の一部又は全部がこの部に該当し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために共に混合するためのものは、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限り、当該生産品の該当する号に分類する。

(i) 取りそろえられた状態からみて詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(ii) 共に輸入されるものであること。

(iii) 当該構成成分の性質又は相対的量のいづれかによつて互いに補充し合うものであることが確認できること。

別表第三九類の注1(四)中、「屬子」を削る。

「二 その他のもの」

別表第三九・〇七号中

(一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品

(二) その他のもの

「二 屬子、うちわ、これらの骨及び柄並びに屬子又はうちわの骨又は柄の部分品

三 コルセットバスケットその他これに類する衣類用又は衣類附属品のサポート

四 その他のもの

(一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品

(二) その他のもの

二〇%
二〇%
三〇%
二〇%
に改める。

別表第四一類の注1(a)中「第〇五・〇六号」を「第〇五・一五号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

關稅協力理事會昭和五十一年勸告に伴い、この類における第四一・〇七号は欠番である。

別表第四一・〇二号から第四一・〇五号までを次のように改める。

四一・〇二 牛革(水牛革を含む)及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く)。

一 パーチメント仕上げをしたもの

二 その他のもの

(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの

(二) その他のもの

四一・〇三 羊革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く)。

一 パーチメント仕上げをしたもの

一五%
二〇%
一五%
一五%

二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの 別表第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの その他の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 豚革 A 染色し、着色し又は模様付けしたもの B その他のもの (一) わに革及びとかげ革 (二) その他のもの	二〇% 五% 一五% 二〇% 五% 一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 七・五%
四一・〇五 その他の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 豚革 A 染色し、着色し又は模様付けしたもの B その他のもの (一) わに革及びとかげ革 (二) その他のもの	一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 七・五%
別表第四一・〇七号を削る。 別表第四二類の注(四)中「第九一・〇九号及び」を削る。 別表第四二・〇四号中「工業用」を「その他の工業用」に改める。 別表第四四類の注(四)中「第一三・〇一号」を「第一四・〇五号」に改め、同注(三)中「各号には」の下に「建築用繊維板」を加え、同類の備考に次のように加える。 3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四四・〇六号、第四四・〇八号及び第四四・一〇号は欠番である。 別表第四四・〇六号及び第四四・〇八号を削る。 別表第四四・〇九号を次のように改める。 四四・〇九 木製のく(割り又は端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。及びたが材並びにチップウッド、引抜材、チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒(つえ、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。) 一 経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒	一五%
二 引抜材 三 その他のもの 別表第四四・一〇号を削る。 別表第四四・一一号を次のように改める。 四四・一一 建築用繊維板(木材その他の植物性材料から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。) 別表第四四・一二号を次のように改める。 四四・一二 おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品(木製のものに限るものとし、おけ材及びたる材を含む。) 一 おけ材及びたる材 二 その他のもの (一) 使用したもの (二) その他のもの	一五% 無税 一五% 一〇% 一五% 五%
別表第四四・二八号を次のように改める。 四四・二八 その他の木製品 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 (一) 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二) その他のもの A 紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用いたもの B その他のもの 二 マッチの軸木 三 はき物用の木くぎ 四 舗装用の木れんが 五 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。のもの) (二) その他のもの	三〇% 二五% 二〇% 無税 一五% 無税 三〇% 二〇%
別表第四六類に備考として次のように加える。 備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四六・〇一号は欠番である。 別表第四六・〇一号を削る。	一六七

別表第四六・〇二号及び第四六・〇三号を次のように改める。

四六・〇二

さなだその他これに類する組物料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む)並びに組物料を平行につないだ物品及び組物料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む)並びにびん用のわらづと

一 ばつかんさなだ

二 むしろ、こも及びアンペラ

三 その他のもの

(一) 人造プラスチック製のもの

(二) その他のもの

かご細工物、枝条細工物その他の組物料の製品(直接造形したものに限る)及び第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品

二 その他のもの

(一) 人造プラスチック製のもの

(二) その他のもの

別表第四八類の注2中「及び第四八・〇二号」を削り、「を含むものとし、さらに」を「を含む。ただし、更に」に、「たとえは」を「例えば」に改め、同注4の第一文(中)「折りたたんで」を「折り畳んで」に、同注4の第二文中「第四八・〇二号」を「第四八・〇一号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関稅協力理事會昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四八・〇二号、第四八・〇六号、第四八・〇九号及び第四八・一七号は欠番である。

別表第四八・〇一号を次のように改める。

四八・〇一

紙及び板紙(セルロースウエディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)

一 手すきのもの

二 その他のもの

(一) 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。)

A 製造たばこの用の巻紙用紙

B その他のもの

(二) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

以下のものに限る。)

二〇%

無税

三〇%

一五%

二〇%

三〇%

一五%

一五%

二〇%

一五%

A 新聞用紙(碎木パルプを含有するものうち、

一平方メートルの重量が五八グラム以下で、

幅が八〇センチメートルを超えるロール状のものに限る。)

B その他のもの

(一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

(二) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

(三) その他のもの

A 一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

B その他のもの

別表第四八・〇二号及び第四八・〇六号を削る。

別表第四八・〇七号を次のように改める。

四八・〇七

紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(第四九類に該当する印刷物を除く)に限る。)

一 けい線、線又は方眼線を引いたもの

(一) 紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙

(二) その他のもの

(一) アートペーパー

(二) トレーシングペーパー

(三) パラフィンペーパー及びワックスペーパー

(四) 油紙

(五) リングラファイックペーパー

(六) カリボンペーパー

(七) タールペーパー

(八) 接着剤を塗布した接着性の物品

(九) その他のもの

別表第四八・〇九号を削る。

別表第四八・一六号を次のように改める。

四八・一六

紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器

一 書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの

以下のものに限る。

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

二 紙袋	一五%
三 その他のもの	一五%
別表第四八・一七号を削る。	
別表第一一〇号の注2(A)を次のように改める。	
2(A) 第五〇類から第五七類までにおいて、二以上の紡織用繊維から成る物品は、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。	
別表第一一〇号の注2(B)(a)中「交えた」を「交えた」に改め、同注2(B)(c)を削る。	
別表第一一〇号の注に次のように加える。	
8 第五〇類から第五七類までの繊維には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を互いに鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融によつて結合した物品を含む。	
別表第五〇類に備考として次のように加える。	
備考	
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五〇・〇六号及び第五〇・〇八号は欠番である。	
別表第五〇・〇五号を次のように改める。	
五〇・〇五 絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用の糸を除く。）	一五%
一 絹紡糸	一五%
二 絹紡糸糸	一五%
別表第五〇・〇六号を削る。	
別表第五〇・〇七号を次のように改める。	
五〇・〇七 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用の糸に限る。）並びに天然でぐす及び絹製のカットガット	一五%
一 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸	一五%
二 その他のもの	一五%
別表第五〇・〇八号を削る。	
別表第五〇・〇九号を次のように改める。	
五〇・〇九 絹織物	
一 絹織物（絹ノイル織物を除く。）	
（一）経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二五%
（二）その他のもの	二〇%
二 絹ノイル織物	
（一）経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二五%
（二）その他のもの	二〇%
別表第五〇・一〇号を削る。	
別表第五一・〇一号を次のように改める。	

五二・〇一 人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。）	
一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	一五%
（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	二五%
（二）その他のもの	一五%
二 その他のもの	
（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一五%
（二）その他のもの	一五%
別表第五一・〇四号を次のように改める。	
五二・〇四 人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一又は第五一・〇二の単繊維又はストリップの織物を含む。）	
一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	二五%
（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	二五%
（二）その他のもの	二〇%
二 その他のもの	
（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	二〇%
（二）その他のもの	一五%
別表第五三・一一号及び第五三・一二号を次のように改める。	
五三・一一 毛織物（羊毛製又は繊維毛製のものに限る。）	
一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	二〇%
二 その他のもの	
（一）一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	二〇%（その率が一平方メートルにつき三三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
（二）その他のもの	一五%
別表第五三・一二号を削る。	
別表第五六・〇七号を次のように改める。	
五六・〇七 人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）	
一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五	

○%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの

(一) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの

(二) その他のもの

(一) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの

二五%
二五%
二〇%
一五%

別表第五七類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五七・〇五号、第五七・〇八号及び第五七・〇九号は欠番である。

別表第五七・〇五号を削る。

別表第五七・〇七号を次のように改める。

五七・〇七 その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸

一 大麻糸

二 植物性紡織用繊維の糸（一に掲げるものを除く。）

三 紙糸

七・五%
三・七五%
一〇%

別表第五七・〇八号及び第五七・〇九号を削る。

別表第五七・一一号を次のように改める。

五七・一一 その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物

一 大麻織物

二 植物性紡織用繊維の織物（一に掲げるものを除く。）

三 紙糸の織物

一五%
一〇%
一五%

別表第五七・一二号を削る。

別表第五九類の注1を同注1(A)とし、同注1に次のように加える。

(B) この表において「フェルト」には、紡織用繊維のウェブから成る織物類であつて、ウェブ自体の繊維を用いてステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

別表第五九類の注5(a)(iv)中「織りフェルト」を「織物類」に改め、「限るものとし」の下に「フェルト化してあるか」を加え、同注5(a)(iv)中「交えた」を「交えた」に改める。

別表第五九類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五九・〇九号は欠番である。

別表第五九・〇九号を削る。

別表第六〇類の注に次のように加える。

6 この表において「メリヤス編物及びその製品」には、ステッチボンディング方式により得た物品で、そのチェーンステッチが紡織用繊維の糸で作られたものを含む。

別表第六一類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第六一・〇八号は欠番である。

別表第六一・〇八号を削る。

別表第一二部及び同表第六七類の表題中、「人髪製品及び扇子」を「及び人髪製品」に改める。

別表第六七類の注1(e)中「羽毛製ダスター」(第九六・〇四号参照)を削り、同注2(d)を削る。

別表第六七・〇三号を次のように改める。

六七・〇三 人髪（仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限り）並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡織用繊維材料（かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限り。）

一 人髪

二 獣毛

三 その他のもの

無税
一〇%
二〇%

別表第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッド」を「付けひげ、付け眉毛、付けまつげ」に改める。

別表第六七・〇五号を削る。

別表第六八類の注1(b)及び(c)中「雲母粉」を「雲母」に改め、同注1(d)を次のように改める。

(d) 第九五・〇八号に該当する物品で第九五類注2(b)に掲げる材料で作られたもの

別表第六八類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第六八・〇五号は欠番である。

別表第六八・〇四号中「ミルストロン」を「手とぎ用砥石その他これに類する物品並びにミルストロン」に改める。

別表第六八・〇五号を削る。

別表第七〇類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七〇・〇二号は欠番である。

別表第七〇・〇二号を削る。

別表第七〇・一九号中「(パロティニ)」を削る。

別表第七二類の注3中(i)を削り、(k)を(i)とし、同注3(1)中、「第六八・〇五号」を削り、同注3中(1)を(k)とし、(m)を(1)とし、(n)を(m)とし、(o)を(n)とし、(p)を(o)とし、同注3(q)中「こえる」を「超える」に改め、同注3中(q)を(p)とし、同注5中「焼結したものを含む」を「焼結したもの及び金属間化合物を含む」に改める。

一七〇

別表第一五部の注1(b)中「第三六・〇七号」を「第三六・〇八号」に改め、同注2の第一文(c)中、「第八三・一二号」を削り、「に掲げる物品」の下に「並びに第八三・〇六号の卑金属製の縁及び鏡」を加え、同注2の第二文中「及び第七四・一二号」を削り、同注3(a)を削り、同注3(b)中「その他の」を削り、同注3(b)を(a)とし、(c)を(b)とし、同注3(d)中「及び溶融により製造した金属の不均質な混合物(サーメットを除く。を含む)」を、溶融により製造した金属の不均質な混合物(サーメットを除く。及び金属間化合物を含む)に改め、同注3(d)を(c)とする。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七三・二八号及び第七三・三九号は欠番である。

別表第七三・二七号中「製造したものに限る。」の下に「及び鉄鋼製のエキスパンデッドメタル」を加える。

別表第七三・二八号を削る。

別表第七三・三三号中「並びに鉄鋼製のねじ」を、「ねじ」に、「座金及びばね座金」を「その他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金(ばね座金を含む。)」に改める。

別表第七三・三四号中「及びカールグリップ」を、「カールグリップその他これらに類する物品」に改める。

別表第七三・三八号を次のように改める。

七三・三八

通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品

一 ウール及びびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品

二 その他のもの

二〇%
一五%

別表第七三・三九号を削る。

別表第七四類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七四・〇九号及び第七四・一二号から第七四・一四号までは欠番である。

別表第七四・〇九号を削る。

別表第七四・一一号を次のように改める。

七四・一一

ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。及び銅製のエキスパンデッドメタル

一 エキスパンデッドメタル

二 その他のもの

二〇%

(一) 機械用のもの(エンドレスのものに限る。)
(二) その他のもの
別表第七四・一二号から第七四・一四号までは削る。

七四・一五

鋼製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(鋼製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。並びに銅製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーニスタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)、ねじ(スクリーニスタッド及びスクリーニリングを含む。)、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに銅製の座金(ばね座金を含む。))

一 くぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう

(一) 貴金属をめつきたもの

(二) その他のもの

四〇%
二〇%
二〇%

別表第七四・一九号を次のように改める。

七四・一九

その他の銅製品

一 貯蔵タンクその他これに類する容器(圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除く。ともに、内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。)

二 その他のもの

(一) 貴金属をめつきたもの

(二) その他のもの

四〇%
二〇%
二〇%

別表第七六類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七六・一三号及び第七六・一四号は欠番である。

別表第七六・一三号及び第七六・一四号を削る。

別表第七七類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七七・〇三号は欠番である。

別表第七七・〇二号中「削りくぎ」の下に「並びにその他のマグネシウム製品」を加える。

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

一七二

別表第七七・〇三号を削る。

別表第七九類に備考として次のように加える。

備考

関稅協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七九・〇五号は欠番である。

別表第七九・〇五号を削る。

別表第七九・〇六号を次のように改める。

七九・〇六 その他の亜鉛製品

一 とい、ルーフキャッピング、窓わくその他加工した建築用材料

二 その他のもの

一五%
二〇%

別表第八二類の注中3を削り、4を3とし、同備考1を削り、同備考2を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 関稅協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八二・一〇号は欠番である。

別表第八二・一〇号を次のように改める。

八二・〇九

ナイフ（この齒状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）及びその刃

一 ナイフ

（一）貴金属をめつきた金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

（二）その他のもの

二 ナイフの刃

四〇%
二〇%
二〇%

別表第八二・一〇号を削る。

別表第八三類に備考として次のように加える。

備考

関稅協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八三・一〇号及び第八三・一二号は欠番である。

別表第八三・一〇六号中「室内装飾品」の下に「並びに卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡」を加える。

別表第八三・一〇九号中「ふたまたりベットの」の下に「並びに卑金属製のビーズ及びスパングル」を加える。

備考

別表第八三・一〇号及び第八三・一二号を削る。

別表第一六部の注1(4)中「機械用のワッシャーその他の」を「機械用又はその他の工業用の」に改め、同注1(4)中「工業用の」を「その他の工業用の」に改め、同注1(4)中「たとえば」を「例えば」に改め、同注1(4)中「たとえば」を「例えば」に、「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改める。

別表第八四類の備考に次のように加える。

3 関稅協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八四・〇四号は欠番である。

別表第八四・〇四号を削る。

別表第八四・〇五号中「ボイラー付きのものを除く」を「ボイラー付きのものであるかどうかを問わない」に改める。

別表第八四・五二号中「二 その他のもの」

二 その他のもの

（一）金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限る。）

（二）その他のもの

（三）その他のもの

二五%
一五%

に改める。

別表第八五・一一号を次のように改める。

八五・一一

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気式又はレーザー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器

一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品

二 電気式又はレーザー式の溶接機器及びその部分品

三 その他のもの

一五%
一五%
一五%

別表第八五・二〇号中「アーク燈並びに写真用せん光電球」を「並びにアーク燈」に改める。

別表第八五・二二号を次のように改める。

八五・二二

熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス

一 熱電子管

二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオード

三 その他のもの

三〇%
一五%
一五%

別表第一七部の注2(4)中「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改める。

別表第八六類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八六・〇一号は欠番である。

別表第八六・〇一号を削る。

別表第八六・〇三号中「鉄道用機関車」の下に「及び炭水車」を加える。

別表第八七・一一号から第八七・一三号までを次のように改める。

八七・一一

身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するかどうかを問わない。）

一〇%

八七・一二

部分品及び付属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。）

一 病人用又は身体障害者用の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）のもの

二 その他のもの

うば車及びその部分品

八七・二三

別表第八九・〇三号中「浮きドック」の下に「並びに浮上式又は潜水式の掘削用若しくは生産用のプラットフォーム」を加える。

別表第八八部の表題中「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九〇類の注1(c)中「第八三・一二号」を「第八三・〇六号」に改め、同注1(i)中「たとえば」を「例えば」に改める。

別表第九〇・〇七号を次のように改める。

九〇・〇七

写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・二〇号の放電燈を除く。）

一 写真機（暗箱を含む。）

二 顕微鏡用又は航空機用のもの

三 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの

四 その他のもの

五 写真機の部分品及び付属品

六 写真用のせん光電球

七 その他のもの

八 写真機の部分品及び付属品

九 写真用のせん光電球

十 その他のもの

十一 その他のもの

十二 その他のもの

十三 その他のもの

十四 その他のもの

十五 その他のもの

十六 その他のもの

十七 その他のもの

十八 その他のもの

十九 その他のもの

二十 その他のもの

二十一 その他のもの

二十二 その他のもの

二十三 その他のもの

別表第九〇・一三号中「該当するものを除く。」の下に「及びレーザー（レーザーダイオードを除く。）」を加える。

別表第九二類の表題中「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九二類の注1(d)中「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改め、同注1(g)中「たとえば」を「例えば」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九二・〇九号は欠番である。

別表第九二・〇九号を削る。

別表第九二・一一〇号中「を含む」とし、弦を除く」を「を含む」に改める。

別表第九二・一一一号中「及び音声再生機」を「又は音声再生機」に、「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九五類の注中(b)を削り、(c)を(b)とし、(d)を(c)とし、(e)を(d)とし、(f)を(e)とし、(g)を(f)とし、(h)を(g)とし、(i)を(h)とし、(j)を(i)とし、(k)を(j)とし、(l)を(k)とし、(m)を(l)とし、(n)を(m)とし、同注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 第九五・〇八号において「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料」とは、次の物品をいう。

(a) コロゾ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料

(b) 黒玉（鉱物性の黒玉類似品を含む。）並びにこはく及び海泡石（凝結したものを含む。）

備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九五・〇一号から第九五・〇四号まで、第九五・〇六号及び第九五・〇七号は欠番である。

別表第九五・〇一号から第九五・〇四号までを削る。

別表第九五・〇五号を次のように改める。

九五・〇五

かめの甲、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、骨、角、さんご（凝結したものを含む。）その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品（べつこう、ぞうげ又はさんごのものに限る。）

二 その他のもの

(一) べつこう、ぞうげ又はさんごのもの

(二) 真珠光沢を有する貝殻のもの

A ボタンの製造に適する形状にしたもの

B その他のもの

三 その他のもの

四 その他のもの

五 その他のもの

六 その他のもの

七 その他のもの

八 その他のもの

九 その他のもの

十 その他のもの

十一 その他のもの

十二 その他のもの

十三 その他のもの

十四 その他のもの

十五 その他のもの

十六 その他のもの

十七 その他のもの

十八 その他のもの

十九 その他のもの

二十 その他のもの

二十一 その他のもの

二十二 その他のもの

二十三 その他のもの

二十四 その他のもの

二十五 その他のもの

二十六 その他のもの

二十七 その他のもの

別表第九五・〇六号及び第九五・〇七号を削る。

別表第九五・〇八号中「成形品、彫刻品及び細工品（ろう）」を「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品（ろう）」に改める。

別表第九六類の表題中「羽毛製ダスター」を削る。

別表第九六類の注2中「第九六・〇三号」を「第九六・〇一号」に、「ふさ状」を「房状」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九六・〇一号は欠番である。

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

備考

関稅協力理事會昭和五十一年勸告に伴い、この類における第九六・〇二号から第九六・〇四号までは欠番である。

別表第九六・〇一号を次のように改める。

九六・〇一	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）並びにその他のほうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）並びにほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品並びにペイントローラー、スクイジー（ローラー・スクイジーを除く。）及びモップ	五%
一	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）	五%
二	その他のほうき及びブラシ並びにペイントローラー、スクイジー及びモップ	
（一）	貴金屬をめつぎした金屬、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
（二）	その他のもの	
A	齒ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆	二〇%
B	機械の部分品として使用するブラシ	一五%
C	その他のもの	二〇%
三	ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品	一〇%

別表第九六・〇二号から第九六・〇四号までを削る。
別表第九八類に備考として次のように加える。

備考

関稅協力理事會昭和五十一年勸告に伴い、この類における第九八・一三号は欠番である。

別表第九八・一三号を削る。

別表の付表中「附表 簡易税率表」を「附表 簡易税率表（第三条の二関係）」に改める。
別表の付表第一号を次のように改める。

一	アルコール飲料	第三二・〇九号の（一）
(1)	ウイスキー（バーボンウイスキーを除く。）	
A	一リットルの課税価格が三、〇〇〇円を超	

えるもの

B	一リットルの課税価格が一、二〇〇円を超え、三、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき二、〇〇〇円	第三二・〇九号の（一）
C	一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、二〇〇円以下のもの	一リットルにつき四、六〇〇円	
D	その他のもの	一リットルにつき三、六〇〇円	
(2)	バーボンウイスキー	一リットルにつき一、九〇〇円	
A	一リットルの課税価格が七五〇円を超えるもの	一リットルにつき三、三〇〇円	
B	その他のもの	一リットルにつき一、六〇〇円	
(3)	ブランデー（コニャックを含む。）		第三二・〇九号の（一）
A	一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円を超えるもの	一リットルにつき三、一〇〇円	
B	一リットルの課税価格が七、〇〇〇円を超え、一〇、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき二、二〇〇円	
C	一リットルの課税価格が五、〇〇〇円を超え、七、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき一、五〇〇円	
D	一リットルの課税価格が二、八〇〇円を超		

E	え、五、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき一〇、九〇〇円	E	一リットルの課税価格が一、五〇〇円を超え、二、八〇〇円以下のもの	一リットルにつき六、四〇〇円
F	一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、五〇〇円以下のもの	一リットルにつき四、九〇〇円	G	その他のもの	一リットルにつき二、一〇〇円
A	その他のもの	一リットルにつき一、三〇〇円	B	ぶどう酒（ベルモットを含む。）	一リットルにつき八〇〇円
C	ジン、ラム、ウォッカ又はリキニール	一リットルにつき九〇〇円	D	ビール	一リットルにつき一七、一〇〇円
E	その他のもの	一リットルにつき一五〇円	F	その他のもの	一リットルにつき一五〇円

別表の付表第四号の第四欄中「第九五・〇一号の一、第九五・〇三号の一又は第九五・〇五号の

昭和五十三年三月一日 参議院会議録第八号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

一」を「第九五・〇五号の二の（一）」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

5 別表第一の三に掲げる物品で昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれ同表に定める税率とする。

第三条から第六条までの規定中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「一キロリットルにつき六百二十円の割合」を「次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一第二七・〇九号の（一）に掲げる原油 四百四十円

二 別表第一第二七・〇九号の（二）に掲げる原油 五百三十円

第七条第四項及び第七條の二第一項中「六百二十円」を「五百三十円」に改める。

第七条の三第一項中「一キロリットルにつき六百二十円の割合」を「次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一第二七・〇九号の（一）に掲げる原油 四百四十円

二 別表第一第二七・〇九号の（二）に掲げる原油 五百三十円

第七条の四第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第一七・〇一〇号の（一）」を「第一七・〇一〇号の（二）のB」に改め、同項第三号中「第一七・〇三〇号の（一）」を「第一七・〇三〇号の（二）のB」に改め、同項の（二）のBを「第一七・〇三〇号の（二）のB」に改める。

第七条の五第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「別表第一の三」を「別表第一の四」に改める。

第八条第一項中「五百円」を「四百二十円」に改める。

第八条の二第一項第三号中「第二条第一項の税率の適用があるものについては、別表第一」を「第二条第一項又は第五項の税率の適用があるものについては、別表第一又は別表第一の三」に改める。

第八条の三「第八条の六第三項」を「第八条の六第四項」に改める。

第八条の六第一項中「又は第八条の二第一項」を「第五項又は第八条の二第一項」に改め、同条第二項中「又は第三項」を「若しくは第三項の規定を受ける物品（以下「五分の一軽減税率適用物品」という。）又は同条第五項に、又は第二項の規定及び同条第三項」を「若しくは第二項の規定及び同条第三項の規定又は同条第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二条第五項の規定の適用が停止されたことにより同項の規定の適用を受けた物品が五分の一軽減税率適用物品となつた場合における前項の規定の適用については、同項中「重大な損害」とあるのは「相当な損害」と、「国民経済上」とあるのは「当該産業を保護するため」とあるのは、「国

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

製造に使用するものに限る。

五%

民經濟上」とあるのは「当該産業を保護するため」とする。
別表第一第一〇五・一五号中「七 その他のもの」を「八 その他のもの」に、「六 乾燥した血」を「七 乾燥した血」に改める。

別表第一第一一〇二号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第一一〇・〇六号に該当する米」に改める。

別表第一第一一〇三号を削る。

別表第一第一一〇二号の次に次の一号を加える。

一一・〇四

豆(第一〇七・〇五号に該当するものに限る。)又は果実(第一〇七・〇六号に該当するものに限る。)の粉並びにサゴヤしの髓又は第〇七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール

二〇%

一 豆の粉

別表第一第一一〇七号中「一〇%」を「五%」に、「二〇%」を「三〇%」に改める。

一一・〇八

チコリーの根(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。)及びローストビーン(生鮮又は乾燥のもので、碎いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの

五%

別表第一第一一〇五号中「三 その他のもの」を「五 その他のもの」に改める。

一七・〇一

てん菜糖及び甘しや糖(固体のものに限る。)

二 その他のもの

(一) その他のもの

B その他のもの

一キログラムにつき五七円

一七・〇二

その他の糖類(固体のものに限る。)並びに糖水(香味料又は着色料を加えたものを除く。)、人造はちみち(天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。)及びカラメル

八 その他のもの

(一) その他のもの

B その他のもの

ハイ・テスト・モラセス(グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の

チド及びその塩その他政令で定める物品の

一七・〇三

糖みつ

二 その他のもの

(一) 糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの

B その他のもの

グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

五%

(二) その他のもの

B その他のもの

グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

五%

別表第一第一一九・〇二号を次のように改める。

一九・〇二

麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(ココアを含むものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。)

二 その他のもの

(一) その他のもの

ケーキミックス以外のもの

二〇%

別表第一第二二七・〇九号及び第二二七・一〇号を次のように改める。

二七・〇九

石油及び歴青油(原油に限る。)

(1) 温度一五度における比重が〇・八七五以上のもののうち、石油の安定的な供給の確保を図るために必要があるものとして政令で定めるもの

(2) その他のもの

一キロリットルにつき五三〇円
一キロリットルにつき六四〇円

二七・一〇

石油及び歴青油(原油を除く。)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)

(一) 揮発油		
A 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン	無税	
B 政令で定める分留性状の試験方法による減失 量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出 温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げ るものを除く。）	一〇%	
C その他のもの		
(b) その他のものうち		
(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用 するもの、アンモニアの製造に使用する もの及びガス事業法第二条第二項に規定 する一般ガス事業者がガスの製造に使用 するもの	一キロリットルに つき二五円	
(2) 燃料用のもの（政令で定めるところによ り使用されるものに限る。）	一キロリットルに つき一、〇七五円	
(二) 燈油		
B その他のもの	一キロリットルに つき一、〇一〇円	
(四) 重油及び粗油		
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下 のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(1) 製油の原料として使用されるもの（これら の物品を原料とする製油が関稅法第五六条 第一項（保税工場の許可）に規定する保税作 業により行われた場合の製品で、同法第五 九条の二第一項（原料課税）の税關長の承認 を受けたものを含む。以下この号において 同じ。）	一キロリットルに つき六四〇円	
(2) その他のもの		
(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上 で引火点が温度一三〇度以下のもの（本 邦に到着した時においてこれらの性質を 有するもの又は政令で定めるところによ り本邦に到着した石油製品に他の石油製 品を混合して得られたものでこれらの性	七・五%	
(三) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下 のもの	七・五%	
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超 え、〇・九二七三以下のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロリットルに つき七三〇円	
(2) その他のもの	一キロリットルに つき二八〇円	
(i) 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(ii) その他のもの	一キロリットルに つき七三〇円	
C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超 えるもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(2) その他のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(i) 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(ii) その他のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(iii) その他のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(iv) その他のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(v) その他のもの	一キロリットルに つき六四〇円	
(vi) 重油及び粗油で製油の原料として使用さ れるもの以外のもの（農林漁業の用に供 されるものを除く。）について、当該年度 における国内需要見込数量から国内生産 見込数量を控除した数量を基準とし、国 際市況その他の条件を勘案して政令で定 める数量（以下この号において「共通の限 度数量」という。）以内のもの	無税	

昭和五十二年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

B その他のものうち 流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油 その他主として潤滑の用に供しない油 その他のも 二 石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。） （二）その他のもの A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	七・五% 七・五%
別表第一第二七・一一号中「で、昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるもの」を削る。 別表第一第二八・一一号を削る。 別表第一第二八・〇四号の次に次の一号を加える。 二八・一三 二 非金属酸化物 （一）三酸化ヒ素	一〇%
別表第一第二八・一八号を次のように改める。 二八・一八 マグネシウム、水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 一 水酸化バリウム 別表第一第二八・二八号中「五 その他のものうち」を「六 その他のものうち」に、「四 水酸化リチウム」を「五 水酸化リチウム」に改める。 別表第一第二八・三〇号を次のように改める。 二八・三〇 塩化物、オキシ塩化物、ヒドロオキシ塩化物、臭化物、オキシ臭化物、よう化物及びオキシよう化物 一 塩化物、オキシ塩化物及びヒドロオキシ塩化物 （二）塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀のうち 塩化亜鉛及び塩化バリウム 四 その他のもの	一〇% 七・五%
別表第一第二八・三二号を次のように改める。 二八・三二 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 一 塩素酸塩及び過塩素酸塩 （二）その他のもの	七・五%
別表第一第二八・五六号中「炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物」を「炭化物（化学的に単一であるかどうかを問わない。）」に改める。 別表第一第二九・四〇号を削る。 別表第一第三三・〇九号中「その他の着色料」の下に「並びにこの類の注４に規定する溶液」を加え	

別表第一第三三・〇一を次のように改める。 三三・〇一 精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）レジンノイド、精油のコンセントレート（冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物 一 精油 （一）ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち （二）レモングラス油 （三）パチュリ油及びベチベル油 （四）その他のもの（ラベンダー油を除く。） （五）その他のものうち （一）ペパーミント油でメンタールベンシスから採取したもの（政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるものに限る。） （二）当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの （三）その他のもの （四）その他のもの（ペパーミント油でメンタールベンシスから採取したものを除く。）	無税 無税 三% 五%
別表第一第三三・〇三を削る。 別表第一第三三・〇六号中「化粧品類」の下に「並びに精油のアキアスディステレート及びアキアスソリュション（医薬用に適するものを含む。）」を加え、「（二）その他のもの」を「（三）その他のもの」に改める。 別表第一第三五・〇五号の次に次の一号を加える。 三五・〇七 酵素及び調製した酵素（他の号に該当するものを除く。） 二 その他のもの	一〇%
別表第一第三七・〇六号を削る。 別表第一第三七・〇七号を次のように改める。 三七・〇七 映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか、又はサウンドト	一〇%

ラックのみであるかどうかを問わない。

一 ニュース用のもの

(二) その他のもの

A サウンドトラックフィルムのうち

フィルムの幅が三ミリアメートルのもの

一メートルにつき
一五円

二 その他のもの

(一) フィルムの幅が一〇ミリアメートルを超え、三〇ミリアメートル以下のもの

B その他のもの

一メートルにつき
一二円五〇銭

(三) フィルムの幅が三〇ミリアメートルを超え、四〇ミリアメートル以下のもの

A サウンドトラックフィルムのうち

フィルムの幅が三ミリアメートルのもの

一メートルにつき
一五円

B その他のもの

一メートルにつき
一五円

別表第一第三八・〇三号を次のように改める。

三八・〇三 活性炭及び活性化天然の鉱物性生産品並びに獣炭(魔獣炭を含む。)

一 活性炭

一〇%

別表第一第三八・一一号を次のように改める。

三八・一一 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品(小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫酸を含ませた帯、しん及びびろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。)

一 小売用の形状又は包装にしたもののうち

植物生長調整剤以外のもの

一〇%

別表第二第三八・一九号中「一一」その他のもののうち「一一」その他のもののうち」に改める。

別表第二第三九・〇七号を次のように改める。

三九・〇七 第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品

二 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品

一〇%

四 その他のもの

(一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品

(二) その他のもの

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

(i) 平らにした幅が九〇ミリアメートル以上のもの

(ii) その他のもの

(iii) その他のもの

(iv) その他のもの

(v) その他のもの

(vi) その他のもの

(vii) その他のもの

(viii) その他のもの

(ix) その他のもの

(x) その他のもの

(xi) その他のもの

(xii) その他のもの

(xiii) その他のもの

(xiv) その他のもの

(xv) その他のもの

(xvi) その他のもの

(xvii) その他のもの

(xviii) その他のもの

(xix) その他のもの

(xx) その他のもの

(xxi) その他のもの

(xxii) その他のもの

(xxiii) その他のもの

(xxiv) その他のもの

(xxv) その他のもの

(xxvi) その他のもの

(xxvii) その他のもの

(xxviii) その他のもの

(xxix) その他のもの

(xxx) その他のもの

(xxxi) その他のもの

(xxxii) その他のもの

(xxxiii) その他のもの

(xxxiv) その他のもの

(xxxv) その他のもの

(xxxvi) その他のもの

(xxxvii) その他のもの

(xxxviii) その他のもの

(xxxix) その他のもの

一五%

無税

五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

一〇%

七・五%

いたもの B その他のもの 三 はき物用の木くぎ 五 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの (二) その他のもの 別表第一第四六・〇一を削る。 別表第一第四六・〇二及び第四六・〇三を次のように改める。 四六・〇二 さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織った物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)並びにびん用のわらづと 一 ばつかんさなだ 三 その他のもの (二) その他のものうち さなだその他これに類する組物材料の物品以外のもの 四六・〇三 かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る。)及び第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 二 その他のもの (一) 人造プラスチック製のもの 別表第一第四八・〇二を削る。 別表第一第四七・〇一の次に次の一号を加える。 四八・〇一 紙及び板紙(セルロースウオッピングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。) 一 手すきのもの 別表第一第四八・〇七を次のように改める。 四八・〇七 紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(第四九類に該当する印刷物を除く。)に限る。) 二 その他のもの (一) アートペーパー	一〇% 一〇% 七・五% 七・五% 一二・五% 一〇%	(四) 接着剤を塗布した接着性の物品 (四) その他のもの 別表第一第四八・一六号を次のように改める。 四八・一六 紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器 三 その他のもの 別表第一第五〇・〇七を次のように改める。 五〇・〇七 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸(小売用の糸に限る。)並びに天然でぐす及び絹製のカットガット 一 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸 別表第一第五〇・〇一を削る。 別表第一第五〇・〇七の次に次の二号を加える。 五〇・〇九 絹織物 二 絹ノイル織物 (二) その他のもの 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 別表第一第五一・〇四号を次のように改める。 五一・〇四 人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。) 一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む。)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のものうち (1) ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニルデン繊維又はビニロン繊維(以下この号及び第五六・〇七号において「ナイロン繊維等」という。)のみから成るもの並びにこれらの繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	七・五% 一〇% 一三% 七・五% 一〇% 七・五% 七・五% 一〇%
--	--	---	--

(2) ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るもの並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの(アセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。)	二〇%
二 その他のもの	七・五%
(一) その他のもの	
(一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	
二 その他のもの	
(一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	
二 その他のもの	
(一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	
二 その他のもの	
(一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	
二 その他のもの	
(一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	
二 その他のもの	
(一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	
二 その他のもの	
(一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	
二 その他のもの	

別表第一第五六・〇七号を次のように改める。

五六・〇七

人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。)

一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの

(一) その他のもの

(1) ナイロン繊維等のみから成るもの並びにこれらの繊維及びアセテート繊維のみから成るもの

一〇%

(2) ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るもの並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの(アセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。)

二〇%

別表第一第六一・〇八号を削る。

別表第一第六七・〇一号を次のように改める。

六七・〇一

羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第〇五・〇七号

に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。)	一〇%
うち 羽毛製グスター以外のもの	
別表第一第六七・〇三号を次のように改める。	
六七・〇三 人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡織用繊維材料(かつらその他のこれに類する物品の製作用に調製したものに限る。)	
二 獣毛	五%
三 その他のもの	一〇%
別表第一第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッド」を「つけひげ、付け眉毛、付けまつげ」に改める。	
別表第一第六七・〇五号を削る。	
別表第一第七〇・一九号中「(パロティニ)」を削る。	
別表第一第七三・三二号中「並びに鉄鋼製のねじ」を「ねじ」に、「座金及びばね座金」を「その他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金(ばね座金を含む。)」に改める。	
別表第一第七三・三四号中「及びカールグリップ」を「カールグリップその他これらに類する物品」に改める。	
別表第一第七三・三八号を次のように改める。	
七三・三八 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品	
二 その他のもの	七・五%
別表第一第七四・一四号を削る。	
別表第一第七四・〇七号の次に次の一号を加える。	
七四・一五 銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かきくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。並びに銅製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーナスタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)、ねじ(スクリーナフック及びスクリーナリングを含む。)、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに銅製の座金(ばね座金を含む。)	
一 くぎ、びよう、またくぎ、かきくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう	
(一) 貴金属をめつきたしたもの	二〇%

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

別表第一第七四・一九号を次のように改める。

七四・一九 その他の銅製品

二 その他のもの

(一) 貴金屬をめぐつしたもの

(二) その他のものうち

エンドレス帯(フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。)以外のもの

一〇%

別表第一第七六・〇一号を次のように改める。

七六・〇一 アルミニウムの塊及びくず

一 塊

(一) アルミニウム(合金を除く。)のものうち

当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国内市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

五・五%

(二) アルミニウム合金のものうち

五・五%

共通の限度数量以内のもの

五・五%

二 くず

無税

別表第一第七八・〇一号中「八九四六二銭」を「二二四六四銭」に、「九五円」を「二二〇円」に、「九七円」を「二二〇円」に、「二〇五円」を「一四〇円」に改める。

別表第一八二・〇九号を次のように改める。

八二・〇九

ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)及びその刃

九%

(一) ナイフ

九%

別表第一八三・〇六号中「室内装飾品」の下に「並びに卑金屬製の額縁その他これに類する縁及び鏡」を加える。

別表第一八三・〇七号の次に次の一号を加える。

八三・〇九

卑金屬製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品(衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。)並びに卑金屬製の管リベット及びふたまたリベット並びに卑金屬製のピース及びスパンクル

二〇%

別表第一八三・一〇号及び第八三・一二号を削る。

別表第一八四・〇五号中「ボイラー付きのものを除く」を「ボイラー付きのものであるかどうかを問わない」に改める。

を問わない」に改める。

別表第一八四・五二号中

二 その他のものうち

電子式簿記会計機以外のもの

七・五%

(一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。)

電子式簿記会計機以外のもの

に改める。

(二) その他のものうち

七・五%

別表第一八五・二〇号中「アーク燈並びに写真用せん光電球」を並びにアーク燈に改める。

別表第一八五・二二号中「圧電気結晶素子」の下に「発光ダイオード」を、「集積回路」の下に「並びに発光ダイオード」を加える。

別表第一八七・一二号を次のように改める。

八七・一二 部分品及び附属品(第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。)

二 その他のもの

一〇%

別表第一八九・〇三号中「浮きドック」の下に「並びに浮上式又は潜水式の掘削用若しくは生産用のプラットフォーム」を加える。

別表第一九〇・〇七号を次のように改める。

九〇・〇七 写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・二〇号の放電燈を除く。)

一 写真機(暗箱を含む。)

七・五%

(二) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの

七・五%

(三) その他のもの

七・五%

二 写真機の部分品及び附属品

七・五%

三 写真用のせん光電球

一〇%

四 その他のもの

七・五%

別表第一九二・一一号中「及び音声再生機」を「又は音声再生機」に、「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第一九五・〇二号から第九五・〇四号までを削る。

別表第一九五・〇五号を次のように改める。

九五・〇五

かめの甲、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、骨、角、さんご(凝結したものを含む。)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品

七・五%

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(べつこう、ぞうげ又は

七・五%

はさんごのものに限る。

二 その他のもの

(一) ベツこう、ぞうげ又ははさんごのものうちぞうげのもの

(二) 真珠光沢を有する貝殻のもの

B その他のもの

二〇%

一〇%

一〇%

別表第一第九五・〇六号及び第九五・〇七号を削る。

別表第一第九五・〇八号中「成形品、彫刻品及び細工品(ろう)」を「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう)」に改める。

別表第一第九五・〇八号の次に次の一号を加える。

九六・〇一

はうき及びブラシ(小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。)並びにその他のはうき及びブラシ(機械の部分品として使用するブラシを含む。)並びにはうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品並びにペイントローラー、スクイージー(ローラースクイージーを除く。)及びモップ

二 その他のはうき及びブラシ並びにペイントローラー、スクイージー及びモップ

(一) その他のもの

A 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆

B 機械の部分品として使用するブラシ

C その他のもの

三 はうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品

一〇%

七・五%

一〇%

五%

別表第一第九六・〇二号及び第九六・〇三号を削る。

別表第一の二第三号中「第一五・〇九号又は第一五・一三三号」を「第一五・一三三号又は第一五・一五号」に改める。

別表第一の二第四号中「同表第一九・〇二号」を「同表第一九・〇二号の二」に改める。

別表第一の二第七号中「第三九・〇七号の二」を「第三九・〇七号の四」に改める。

別表第一の二第九号を次のように改める。

九 関税率表第四四・〇二号から第四四・〇五号まで、第四四・〇九号、第四四・一二号から第四四・一九号まで、第四四・二二号の一又は第四四・二八号の三若しくは五の(一)に掲げる物品

別表第一の二第十四号中「第八三・〇九号の一又は第八三・一〇号の二」を「又は第八三・〇九号の二」に改める。

別表第一の二第十五号中「第八四・五二号の二」の下に「若しくは二の(一)」を加え、「又はこれらを

構成する機器」を「若しくはこれらを構成する機器又は金銭登録機(第八四・五二号の二の(一)に掲げるものに限る。)」に改める。

別表第一の二第十七号中「第九六・〇二号の二の(一)若しくは(二)」を「第九六・〇二号の二の(一)のA若しくはC」に改める。

別表第一の三第二十二号中「第八七・一二号」を「第八七・一二号の二」に改める。

別表第一の三第二十四号中「及び」を「又は」に改める。

別表第一の三を別表第一の四とし、別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三 特別軽減関税率表(第二条、第八条の二関係)

関税率法 別表の番号	品 名	税 率
〇二・〇二	家さん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びはるはる鳥で、生きていないものに限る。)及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。)のうち鶏及び七面鳥以外のもの	一六%
〇三・〇二	魚(塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)	一六%
〇三・〇三	一 魚卵のうちにしん(クルマエビ属の魚)のもの(こんぶかすのこを除く。)	二二%
〇九・〇一	甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	四%
〇九・〇二	一 えび	
二〇・〇四	(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの コーヒ(いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。)、コーヒ豆の殻及び皮並びにコーヒを含有するコーヒ代用物 一 コーヒ (二) その他のもの	二〇%
二〇・〇四	茶 一 紅茶 (一) 小売容器入りのもの 砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたもの	二〇%

二〇・〇七	果汁(ぶどう搾汁を含む。)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。)	二二%
	一 果汁	
	(一) その他のもののうち	
	レモンジュース(しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。)	二〇%
	二 野菜ジュース	
	(一) 砂糖を加えたもののうち	
	トマトジュース以外のもの	一三・五%
	(二) その他のもののうち	
	トマトジュース以外のもの(気密容器入りのものを除く。)	一三・五%
二一・〇二	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
	一 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
	(二) その他のもの	
	A インスタントコーヒー及びインスタント	
	ティーのうち	
	インスタントコーヒー	一七・五%
二一・〇三	マスタード粉及び調製したマスタード	
	一 小売容器入りのもの	一七・五%
二一・〇四	ソースその他の混合調味料	
	二 その他のもの	
	(一) その他のもののうち	
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの以外	
	のもの	一七・五%
二一・〇五	スープ及びブロス(固形又は粉状のものを含む。並びに均質混合調製食料品のうち	
	野菜スープ(気密容器入りのもので、砂糖を加えてないものに限る。及び均質混合調製食料品以外のもの	
	酵母(活性のものであるかどうかを問わない。及び調製したベーキングパウダー	二二%
二一・〇六		
二二・〇五	一 酵母	
	(一) 活性のもの	
	二 ベーキングパウダー	
	ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限り。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	
	一 シャンパンその他のスパークリングワイン	
	二 その他のもののうち	
	容量が一五〇リットルを超える容器に入れたもの以外のもの	
二二・〇六	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。)	
二二・〇七	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)	
	二 その他のもの	
二二・〇九	エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が入〇度に満たないものに限る。及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの	
	一 エチルアルコール及び蒸留酒	
	(一) ウイスキー	
	A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。)	
	バーボンウイスキー	二四・五%
	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。	
	ライウイスキー	二八%
	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。	
二二・一〇		
二二・一一		
二二・一二		
二二・一三		
二二・一四		
二二・一五		
二二・一六		
二二・一七		
二二・一八		
二二・一九		
二二・二〇		
二二・二一		
二二・二二		
二二・二三		
二二・二四		
二二・二五		
二二・二六		
二二・二七		
二二・二八		
二二・二九		
二二・三〇		
二二・三一		
二二・三二		
二二・三三		
二二・三四		
二二・三五		
二二・三六		
二二・三七		
二二・三八		
二二・三九		
二二・四〇		
二二・四一		
二二・四二		
二二・四三		
二二・四四		
二二・四五		
二二・四六		
二二・四七		
二二・四八		
二二・四九		
二二・五〇		
二二・五一		
二二・五二		
二二・五三		
二二・五四		
二二・五五		
二二・五六		
二二・五七		
二二・五八		
二二・五九		
二二・六〇		
二二・六一		
二二・六二		
二二・六三		
二二・六四		
二二・六五		
二二・六六		
二二・六七		
二二・六八		
二二・六九		
二二・七〇		
二二・七一		
二二・七二		
二二・七三		
二二・七四		
二二・七五		
二二・七六		
二二・七七		
二二・七八		
二二・七九		
二二・八〇		
二二・八一		
二二・八二		
二二・八三		
二二・八四		
二二・八五		
二二・八六		
二二・八七		
二二・八八		
二二・八九		
二二・九〇		
二二・九一		
二二・九二		
二二・九三		
二二・九四		
二二・九五		
二二・九六		
二二・九七		
二二・九八		
二二・九九		
二二・一〇〇		

その他のもの	一リットルにつき 四二・三円	B その他のもの	パーボンウイスキー	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限り。	ライウイスキー	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限り。	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一リットルにつき 四二・三円	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%	二四・五%
六 その他のもののうち 酸化ベリリウム	無税	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	B その他のもの	一〇%	七三・一一	(イ) その他のもの 形鋼(熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限り。及び鋼矢板(鋼矢板にあつては、あなをあけてあるか、又は組み合わせてあるかどうかを問わない。)	五%
	Eックス線用のもの	八%		(二) 鋼矢板	
	その他のもの	九%		鉄鋼の帯(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限り。)	五%
三七・〇三	二 その他のもの			(イ) その他のもの	五%
	(ハ) エックス線用のもの	一一%		(ロ) 巻いたもの	五%
	(ニ) カラーフィルム	一一%		(ヘ) その他のもの	五%
	(ホ) その他のもの	九%		(ト) その他のもの	五%
四〇・一一	感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限り。)			鉄鋼の板(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限り。)	
	一 カラー印刷紙	一二%		(イ) その他のもの	五%
	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限り。)		七三・二三	(ロ) 厚さが三ミリメートルに満たないもの	五%
	自動車用のもの(公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。)			(ヘ) 厚さが三ミリメートル以上で、六ミリメートルに満たないもの	五%
	空気タイヤ及び空気タイヤケース	八%		(ト) 厚さが六ミリメートル以上のもの	五%
	その他のもの	九・五%	七三・一五	(イ) 合金鋼及び高炭素鋼(第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限り。)	五%
四八・〇一	紙及び板紙(セルローズウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)			一 合金鋼	
	二 その他のもの			(イ) バイメタル(板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限り。)	一一・五%
	(ロ) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(二平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限り。)			(ロ) その他のもののうち	
	A その他のもの	六%		合金工具鋼(タングステン又はモリブデンの含有量が全重量の〇・五%以上のものに限り。以外のもの)	六%
	B その他のもの			二 高炭素鋼(一に掲げるものを除く。)	六%
	A 一方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの(ロール状のものに限る。)		七四・〇二	マスターアロイ	
	B その他のもの			一 ベリリウム銅のもの	九%
七三・〇八	鉄鋼のコイル(再圧延のものに限る。)	一二・五%		蒸気原動機(ボイラー付きのものであるかどうかを問わない。)	
七三・〇九	鉄鋼のユニバーサルプレート	五%	八四・〇五	一 蒸気タービン及びその部分品	
七三・一〇	鉄鋼の棒(線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限り。)及び中空マイニングドリル鋼	五%		(イ) 蒸気タービンのうち	
	二 線材(巻いたものに限り。)			出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が四〇万キロワット以上のものは、	八%
	(ロ) クラッドのもの及びめつきしたもの	五%	八四・〇六	内燃機関(ピストン式のものに限り。)	九・五%
				一 内燃機関	

品名	数量	単位	備考
(一) 航空機用のもの	九・五%		
(二) アウトボードモーター	六%		
(三) 内燃機関の部分品のうち			
航空機用のもの	九・五%		
ウォーターホイール、ウォータータービンその他の液体			
原動機			
二 その他のもの	九・五%		
その他の原動機			
一 原動機			
(一) 航空機用のもの	九・五%		
(二) その他のもの	八%		
ガスタービン			
その他のもの	一二・五%		
二 原動機の部分品			
(一) 航空機用のもの	九・五%		
(二) その他のもの	六%		
金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第			
八四・五〇号に該当するものを除く。）			
一 工作機械			
(一) 数値制御式のもののうち			
多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを除			
く）、ならいフライス盤（形彫り盤を含み、			
フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が			
一・五平方メートル以上のものに限るもの			
とし、ならい操作をカム式機構により行うもの			
を除く。）平面研削盤（研削することができ			
る長さが三、〇〇〇ミリメートルを超えるも			
のに限るものとし、ロータリーテーブル式の			
ものを除く。）ねじ研削盤、平面車形研削盤（ピ			
ニオン工具型のもので加工することができ			
る直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及び			
ラック工具型のもので加工することができる			
直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに			
限る。）及び平面車研削盤以外のもの			
その他のもののうち	八%		
普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリ			
メートル以上のものに限る。）自動ならい旋			
盤、単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）及			
び立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリ			
メートル以上のものに限る。）			
中ぐり盤	六・五%		
万能工具フライス盤、ならいフライス盤（形			
彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもの			
のうち加工面積が一・五平方メートルに満た			
ないものに限る。）及びプランミラー			
平面研削盤	六・五%		
内面研削盤（研削することができる内径が二			
〇〇ミリメートルに満たないセンターレス式			
のものを除く。）及び平面研削盤（立型ロータ			
リーテーブル式のものを、研削することができ			
る長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない			
長テーブル式のもの及び研削することができ			
る長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、			
〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）			
単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径			
が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。）			
ホーニング盤（円筒形の内面の加工用のもの			
に限る。）及びブローチ盤			
二 その他のもの	六・五%		
(一) 数値制御式のもののうち			
プレス、剪断機及び鍛造機（鍛造ロール機を			
含む。）	八%		
計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発			
行機その他これらに類する計算機構を有する機械			
一 電子式ディジタル計算機のうち			
計算機本体	一〇・五%		
その他のもの（磁気インキ式文字読取機、光学			
式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が			
一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記			
憶機並びにこれらに使用する制御機を除く。）	一七・五%		
二 その他のもの			
(一) 金銭登録機（電子式ディジタル自動データ処理			
機械の中央処理装置と電気的に接続して作動す			
る機能を有し、かつ、独立して作動する機能を			
有するものに限る。）	一七・五%		
自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデー			

八五・一五	二 電気式又はレーザー式の溶接機及びその部分品のうち	九・五%
八五・一五	三 数値制御式の機器	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機及び受信機並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機及び受信機（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機、レーダー及び無線遠隔制御機器	九・五%
八五・一五	三 レーダーのうち	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	四 その他の機器	九・五%
八五・一五	航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・一五	その他のもの	九・五%
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）	九・五%
八五・二二	光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	九・五%
八五・二二	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	九・五%
八五・二二	発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	九・五%
八五・二二	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
八五・二二	合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
八五・二二	三 その他のもの	九・五%
八五・二二	人造プラスチックで被覆したもの、巻	

八七・〇二	その他のもの 乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトリールバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。） 一 乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。） （一） ホイールベースが二七〇センチメートル以下のもの （二） ホイールベースが二七〇センチメートルを超え、三〇四・八センチメートル以下のもの （三） ホイールベースが三〇四・八センチメートルを超えるもの 二 バス（トリールバスを含むものとし、無限軌道式のものを除く。） 三 貨物自動車（無限軌道式のものと及びシャトルカーを除く。） 四 その他のもの （一） 無限軌道式のもの （二） シャトルカー （三） 運転室を有する原動機付きシャシ （四） その他のもの 救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機車、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車（第八七・〇二号に該当する自動車を除く。） モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車（サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。）並びにサイドカー 飛行機、滑空機、たこ及びロケットシュート 一 飛行機（ヘリコプターを除く。） （一） 四基以上の原動機を有するもの 二 滑空機 三 その他のもの 四 部分品（第八八・〇一又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。） メカニカルライターその他これに類するライター（ケミ	九・五%
八七・〇三	無税	無税
八七・〇九	無税	無税
八八・〇二	無税	五%
八八・〇三	無税	六%
八八・〇一	無税	九・五%
九八・一〇	無税	九・五%

カルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。） 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 貴石、半貴石、銀若しくは白金族の金属又はこれらの金属を張り若しくはめつきた金属を用いたもの その他のもの	一二・五% 一五%
別表第二〇五・一五号中「七」その他のものを「八」その他のものに改める。 別表第二〇一・〇二号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第一〇・〇六号に該当する米」に改める。 別表第二二二・〇八号を次のように改める。 一二・〇八 チコリーの根（切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のものと、いつてないものに限る。）及びロカストビーン（生鮮又は乾燥のものと、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの 三 食用の海藻（乾燥したものを含む。） （三） その他のもののうち ひじき	一〇%
別表第二二四・〇五号中「三」その他のものを「五」その他のものに改める。 別表第二二五・一四号を削る。 別表第二二五・一五号を次のように改める。 一五・一五 鯨ろう（粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。）及びみつろうその他のこん虫ろう（着色してあるかどうかを問わない。） 一 鯨ろう 二 みつろう 三 その他のもの	七・五% 七・五% 無税
別表第二一九・〇一を削る。 別表第二一八・〇六号の次に次の一号を加える。 一九・〇二 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含む有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。）	

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

別表第二第一九・〇七号を次のように改める。	一 麦芽エキス	七・五%
一九・〇七	食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオプライト、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
別表第二第二一・〇一号を削る。	一 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品	九・五%
別表第二第二一・〇二号を次のように改める。		
二一・〇二	コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒ代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
	二 コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
	(一) 砂糖を加えたもの	
	コーヒのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	一五%
	その他のもの	一〇%
	(二) その他のもの	
	A インスタントコーヒ及びインスタントティーのうち	
	インスタントティー	一〇%
	B その他のもの	
	コーヒのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	無税
	その他のもの	七・五%
別表第二第二二・〇七号を次のように改める。		
二二・〇七	調製食料品(他の号に該当するものを除く。)	
	二 その他のもの	
	(一) 砂糖を加えたもののうち	
	飲料のもと(おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限る。)及びビーナツバター	二五%
	(二) その他のもの	

別表第三第三三・〇一号中「及びレジノイド」を「レジノイド、精油のコンセントレート(冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物」に改める。		
別表第三第四一・〇二号から第四一・〇四号までを次のように改める。		
四一・〇二	牛革(水牛革を含む。)及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
	二 その他のもの	
四一・〇三	羊革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
	二 その他のもの	
四一・〇四	やぎ革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
	二 その他のもの	
別表第三第四六・〇二号を次のように改める。		
四六・〇二	さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)並びにびん用のわらづと	
	三 その他のもの	
	(一) その他のもののうち	
	いぐさ製又は七島製のもの(さなだその他これに類する組物材料の物品を除く。)	
別表第三第五〇・〇五号を次のように改める。		
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸を除く。)	
	一 絹紡糸	
別表第三第五〇・〇五号の次に次の一号を加える。		
五一・〇一	人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。)	
	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	
	(二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
別表第三第三三・〇一号中「及びレジノイド」を「レジノイド、精油のコンセントレート(冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物」に改める。		
別表第三第四一・〇二号から第四一・〇四号までを次のように改める。		
四一・〇二	牛革(水牛革を含む。)及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
	二 その他のもの	
四一・〇三	羊革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
	二 その他のもの	
四一・〇四	やぎ革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
	二 その他のもの	
別表第三第四六・〇二号を次のように改める。		
四六・〇二	さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)並びにびん用のわらづと	
	三 その他のもの	
	(一) その他のもののうち	
	いぐさ製又は七島製のもの(さなだその他これに類する組物材料の物品を除く。)	
別表第三第五〇・〇五号を次のように改める。		
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸を除く。)	
	一 絹紡糸	
別表第三第五〇・〇五号の次に次の一号を加える。		
五一・〇一	人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。)	
	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	
	(二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	

人造纖維の織物（長纖維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一—号

又は第五一・〇二号の単纖維又はストリップの織物を含む。）

一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの

二 その他のもの

(二) その他のもの

別表第三第五三・一一号を次のように改める。

毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）

二 その他のもの

別表第三第五六・〇七号を次のように改める。

人造纖維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）

一 合成纖維又はアセテート纖維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(二) その他のもの

別表第三第六四・〇二号の次に次の一号を加える。

人髪（仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）並びに羊毛その他の獸毛及びその他の紡織用纖維材料（かつらその他のこれに類する物品の製作用に調製したものに限る。）

三 その他のもの

別表第三第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッドを「つけひげ、つけ眉毛、つけまつげ」に改め

る。

別表第四第五〇・〇九号を次のように改める。

五〇・〇九
絹織物

一 絹織物（絹ノイル織物を除く。）

別表第四第五〇・〇九号の次に次の三号を加える。

五一・〇四 人造纖維の織物（長纖維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号

又は第五一・〇二号の単纖維又はストリップの織物を含む。

一 合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したスト

リップを含む。)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のう

ちいづれか一方がこれらの繊維のもの

別表第五を次のように改める。

附表第五 暫定簡易稅率表(第八

別表第五 暫定簡易税率表(第八条の五関係)

関税率の 別定番	品名	税率	第二欄の 品名 の 別定 番
一	アルコール飲料 (1) ウイスキー（バーボンウイスキーを除く。） A 一リットルの課税価格が三、〇〇〇円を超えるもの B 一リットルの課税価格が一、二〇〇円を超え、三、〇〇〇円以下のもの C 一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、二〇〇円以下のもの D その他のもの	一リットルにつき一〇、〇〇〇円 一リットルにつき四、一〇〇円 一リットルにつき三、二〇〇円 一リットルにつき一、七〇〇円	第三二・〇九号の一 (一)

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

(2) パーボンウイスキー			第二二・〇 九号の一の
A	一リットルの課税価格が七五〇円を超えるもの	一リットル につき二、 九〇〇円	
B	その他のもの	一リットル につき一、 五〇〇円	
(3) ブランデー(コニャックを含む。)			第二二・〇 九号の一の
A	一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円を超えるもの	一リットル につき三、 一、二〇〇 円	
B	一リットルの課税価格が七、〇〇〇円を超える一〇、〇〇〇円以下のもの	一リットル につき二、 六〇〇 円	
C	一リットルの課税価格が五、〇〇〇円を超える七、〇〇〇円以下のもの	一リットル につき一、 四、四〇〇 円	
D	一リットルの課税価格が二、八〇〇円を超える五、〇〇〇円以下のもの	一リットル につき一、 〇、三〇〇 円	
E	一リットルの課税価格が一、五〇〇円を超える二、八〇〇円以下のもの	一リットル につき五、 八〇〇円	
F	一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、		

五〇〇円以下のもの			一リットル につき四、 三〇〇円	
G	その他のもの	一リットル につき一、 九〇〇円		
(4) その他のもの			一リットル につき九〇 〇円	第二二・〇 五号の一
A	シャンパンその他のスパークリングワイン	一リットル につき六〇 〇円		第二二・〇 五号の二又 は第二二・ 〇六号
B	ぶどう酒(ベルモットを含む。)	一リットル につき八〇 〇円		第二二・〇 九号の一の 四又は二の 四又は二の
C	ジン、ラム、ウォッカ又はリキュール	一リットル につき一六 九円		第二二・〇 三号
D	ビール			

注 第二欄に掲げる物品は、第四欄の関稅定率法別表の番号に該当する物品に限るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中関稅定率法別表の付表の改正規定(同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。及び第二条中関稅暫定措置法別表第五の改正規定(同表の第二欄の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)第一条中酒税法第二十二條の改正規定が施行されることとなる日

二 第二条中関稅暫定措置法第二条に一項を加える改正規定、同法第七条の五第一項の改正規定(別表第一の三)を「別表第一の四」に改める部分に限る。、同法第八条の二第一項第三号の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の六の改正規定及び同法別表第一の三を同法別表第一の四とし、同法別表第一の二の次に一表を加える改正規定 この法律の公布の日

三 第二条中関稅暫定措置法第七条第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。)、同法第七条第

四項及び第七條の二第一項の改正規定、同法第七條の三第一項の改正規定（第二号に係る部分に限る。）、同法第七條の三第三項の改正規定、同法第八條第一項の改正規定並びに同法別表第一第二七・〇九号の改正規定（同号の(2)に係る部分に限る。）、及び同法別表第一第二七・一〇号の改正規定（同号の(1)のAの(1)及び(2)の(ii)、同号の(1)のBの(1)及び(2)の(i)並びに同号の(1)のCの(1)及び(2)の(i)に係る部分に限る。）、石油税法（昭和五十三年法律第 号）の施行により保税地域から引き取られる原油並びに重油及び粗油について石油税が課されることとなる日（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

第二条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税定率法（以下この項において「新定率法」という。）別表の付表第一号の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、四〇〇円と、同号の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三九円として、新定率法第三條の二の規定を適用する。

2 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税定率法（以下「新定率法」という。）別表第五の第二欄の(1)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(3)のGに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三九円として、新定率法第八條の五の規定を適用する。

第三条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第三号に掲げる日の前日までの間においては、新定率法別表第一第二七・〇九号中「五三〇円」とあるのは「六四〇円」と、新定率法第七條第一項第一号又は第七條の三第一項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新定率法第二條第一項又は第七條第一項第一号若しくは第七條の三第一項第一号の規定を適用する。

（特定の期間における新定率法別表第一の三第二一・〇二号等に掲げる物品の品名の欄等の適用関係）

第四条 この法律の公布の日から昭和五十三年三月三十一日までの間においては、新定率法別表第一の三第二一・〇二号、第二八・二八号、第三三・〇六号、第四八・〇一、八四・〇五号、第八五・一一号及び第八五・二二号の品名の欄は次の表の当該各号の品名の欄と、同表第八四・五二号（同号の二に係る部分に限る。）はないものとして、新定率法第二條第五項の規定を適用する。

関税定率法別表の番号	品 名
二一・〇二	コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとにした調製品 二 その他のもの (一) インスタントコーヒ及びインスタントティーのうち インスタントコーヒ 二八・二八 ヒドラジン、ヒドロキシアルミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩 基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 五 その他のもののうち

三三・〇六

酸化ベリリウム
調製香料及び化粧品類

一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの

二 おしろい

三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品

五 その他のもの

(二) その他のもの

機械すきの紙及び板紙（セルロースウオッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）

二 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）

(二) その他のもの

五 その他のもの

(一) 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）

八四・〇五

(二) その他のもの
蒸気原動機（ボイラー付きのものを除く。）

一 蒸気タービン及びその部分品

(一) 蒸気タービンのうち

出力（クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力）が四〇万キロワット以上のもの

(二) 部分品

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気溶接機器、電気ろう付け機器、電気はんだ付け機器及びこれらに類する切断用電気機器

二 電気溶接機器及びその部分品のうち

数値制御式の機器

三 その他のもの

数値制御式の機器

八五・二二

熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）、光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス

二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち

発光ダイオード（実装したものに限る。）

三 その他のもの

昭和五十三年三月十一日 参議院會議録第八号 関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案

(關稅暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 この法律の施行前に改正前の關稅暫定措置法(以下「旧暫定法」という)第七條第一項、第七條第三項若しくは第八條第一項の規定により關稅の輕減を受けた物品又は旧暫定法第八條の七の輕減稅率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・一〇号の一の欄に掲げる物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七條第四項、第七條の二第一項又は第七條の三第三項の規定により關稅の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における關稅の還付については、なお従前の例による。

3 附則第一條第三号に掲げる日から三月以内(新暫定法第七條の二第一項の規定の適用を受ける者が關稅暫定措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第十二号)附則第四項に規定する同法による改正前の關稅暫定措置法第七條の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には四月以内)に新暫定法第七條第四項、第七條の二第一項又は第七條の三第三項の規定により關稅の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における關稅の還付については、これらの規定中「五百三十円」とあるのは、「六百二十円」として、これらの規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為及び附則第五條第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる物品又は關稅の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭及び石油対策特別會計法の一部改正)

第七條 石炭及び石油対策特別會計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を削る。」

附則中第十七項を第十八項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。

14 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)による改正前の關稅定率法第十九條第五項に規定する燃料(第四條に規定する原油及び重油等に該当するものに限る。)について關稅定率法第十九條第一項の規定により払い戻すべき金額がある年度における第四條の規定の適用については、なお従前の例による。

〔嶋崎均君登壇 拍手〕

○嶋崎均君 ただいま議題となりました關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、關稅率等について所要の改正を行おうとするものであります。

その第一は、東京ラウンドの妥結促進等に資するため、いわゆる關稅の前倒し引き下げとして、

石油稅を創設することに伴い、原油關稅についてその稅率を現行の一キロリットル当たり七百五十円から六百四十円に引き下げることにし、重油關稅等についても所要の改正を行うこととしております。

第三は、最近における産業の状況等を勘案して、麦芽、アルミニウムの關稅割り当て制度について所要の調整を行うほか、鉛の塊について、その無稅点の引き上げを図ることとしております。

第四は、昭和五十三年三月三十一日に期限の到来する大豆等七百六十六品目の暫定稅率の適用期限を一年間延長するとともに、給食用脱脂粉乳の免稅等、各種の減免稅制度について、その適用期限をさらに三年間延長する等、所要の改正を行うこととしております。

以上のほか、入国者が携帯輸入するアルコール飲料に対する簡易稅率表についても、所要の改正を行うこととしております。

また、品目分類の國際的基準が改正されたことに伴い、關稅率表についても所要の調整を行うこととしております。

委員会におきましては、關稅前倒し引き下げの効果と諸外國の評價、東京ラウンドの交渉妥結の見通し、原油關稅に対する政府の考え方、關稅原油の引き取りの現状と対策等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 安井 謙君
副議長 加瀬 完君

太田 淳夫君	馬場 富君
和泉 照雄君	矢原 秀男君
渡部 通子君	藤原 房雄君
桑名 義治君	相沢 武彦君
中野 明君	内田 善利君
塩出 啓典君	金丸 三郎君
三木 忠雄君	峯山 昭範君
上林 繁次郎君	阿部 憲一君
和田 春生君	三治 重信君
遠藤 政夫君	衛藤 征十郎君
原田 立君	矢追 秀彦君
田代 富士男君	黒柳 明君
栗林 卓司君	松垣 徳太郎君
吉田 実君	鈴木 一弘君
宮崎 正義君	渋谷 邦彦君
柏原 ヤス君	藤井 恒男君
原文 兵衛君	二宮 文造君
多田 省吾君	中尾 辰義君
田淵 哲也君	向井 長年君
新谷 寅三郎君	上原 正吉君
大石 武一君	下村 泰君
山田 勇君	江田 五月君
前島 英三郎君	市川 房枝君
青島 幸男君	喜屋武 眞榮君
秦 豊君	田 英夫君
前田 勲男君	亀長 友義君
北 修二君	熊谷 弘君
下条 進一郎君	鈴木 正一君
田原 武雄君	岩崎 純三君
伊江 朝雄君	浅野 祐君
長谷川 信君	後藤 正夫君

戸塚 進也君	糸山英太郎君
中西 一郎君	斎藤 十朗君
坂元 親男君	林 道君
安孫子藤吉君	世耕 政隆君
中山 太郎君	志村 愛子君
古賀雷四郎君	河本嘉久蔵君
金井 元彦君	片山 正英君
土屋 義彦君	長田 裕二君
木村 睦男君	鍋島 直紹君
源田 実君	郡 祐一君
小澤 太郎君	岩動 道行君
丸茂 重貞君	大鷹 淑子君
平井 卓志君	井上 吉夫君
上條 勝久君	初村滝一郎君
田代由紀男君	真鍋 賢二君
増岡 康治君	高平 公友君
竹内 潔君	成相 善十君
野呂田芳成君	遠藤 要君
亀井 久興君	坂野 重信君
堀内 俊夫君	森下 泰君
望月 邦夫君	最上 進君
安田 隆明君	細川 護熙君
青井 政美君	石破 二郎君
大島 友治君	岡田 広君
斎藤榮三郎君	山東 昭子君
植木 光教君	園田 清充君
梶木 又三君	嶋崎 均君
稲嶺 一郎君	増田 盛君
徳永 正利君	大谷藤之助君
町村 金五君	西村 尚治君
藤田 正明君	楠 正俊君
内藤三郎君	佐藤 信二君
藤川 一秋君	柿沢 弘治君
円山 雅也君	堀江 正夫君
降矢 敬義君	森田 重郎君
野末 陳平君	林 寛子君
福島 茂夫君	高杉 勉忠君
村沢 牧君	勝又 武一君

宮田 輝君	福田日出磨君
矢田部 理君	案納 勝君
志苦 裕君	高橋 善富君
中村 太郎君	夏目 忠雄君
片山 甚市君	目黒今朝次郎君
小山 一平君	石本 茂君
鈴木 省吾君	久次米健太郎君
菅野 儀作君	安永 英雄君
竹田 四郎君	大塚 喬君
加藤 武徳君	山内 一郎君
西ヶ久保重光君	山崎 昇君
浜本 万三君	瀨谷 英行君
坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君
下田 京子君	佐藤 昭夫君
大森 昭君	松前 達郎君
穂山 篤君	山中 郁子君
安武 洋子君	内藤 功君
安恒 良一君	大木 正吾君
丸谷 金保君	小巻 敏雄君
福岡 知之君	森下 昭司君
対馬 孝且君	粕谷 照美君
神谷信之助君	寺田 熊雄君
片岡 勝治君	宮之原貞光君
上田 哲君	和田 静夫君
橋本 敦君	久保 巨君
田中寿美子君	野口 忠夫君
栗原 俊夫君	市川 正一君
渡辺 武君	秋山 長造君
小谷 守君	吉田忠三郎君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿具根 登君	藤田 進君
河田 賢治君	宮本 顕治君
上田耕一郎君	
外務大臣	
大蔵大臣	
園田 直君	
村山 達雄君	

議長の報告事項	
去る二月十五日議長において、常任委員を次のとおり指名した。	
農林水産委員	岩上 二郎君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
法務委員	補欠
辞任	戸塚 進也君
原田 立君	白木義一郎君
宮本 顕治君	沓脱タケ子君
外務委員	補欠
辞任	多田 省吾君
矢追 秀彦君	補欠
大蔵委員	補欠
辞任	藤川 一秋君
高平 公友君	宮田 輝君
丸谷 金保君	吉田忠三郎君
矢追 秀彦君	多田 省吾君
文教委員	補欠
辞任	白木義一郎君
宮崎 正義君	補欠
農林水産委員	補欠
辞任	吉田忠三郎君
宮崎 正義君	丸谷 金保君
原田 立君	補欠
運輸委員	補欠
辞任	高平 公友君
宮田 輝君	補欠
通信委員	補欠
辞任	沓脱タケ子君
宮本 顕治君	補欠
予算委員	補欠
辞任	相沢 武彦君
井上 計君	峯山 昭範君
	三治 重信君

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 議長の報告事項

柄谷 道一 下村 泰

- 一、派遣地 兵庫県 大阪府
- 一、期間 二月二十三日から同月二十五日まで
- 三日間
- 一、費用 概算三六三、〇〇〇円
- 右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八
- 十条の二により承認を求めます。
- 昭和五十三年二月十五日

社会労働委員長 和田 静夫
参議院議長 安井 謙殿
委員派遣承認要求書
一、目的 昭和五十三年度総予算の審査に資す
るため、現地において意見を聴取する。

- 一、派遣委員
- 第一班 鍋島 直紹 吉田忠三郎
- 第二班 亀長 友義 真鍋 賢二
- 目黒今朝次郎 相沢 武彦
- 戸塚 進也 宮田 輝
- 竹田 四郎 浅野 拓
- 熊谷 弘 下条進一郎
- 八木 一郎 太田 淳夫
- 山中 郁子 井上 計
- 中村 太郎 渡辺 武
- 成相 善十 林 進
- 野田 哲 藤田 進
- 矢追 秀彦

- 一、派遣地
- 第一班 北海道
- 第二班 愛知県
- 第三班 広島県
- 一、期間 各班とも二月二十日及び二十一日の
- 二日間
- 一、費用 概算九五九、六八〇円
- 右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八
- 十条の二により承認を求めます。
- 昭和五十三年二月十五日
- 参議院議長 安井 謙殿
- 予算委員長 鍋島 直紹

同日議員から次の質問主意書が提出された。
身体障害者をはじめとするハンディキャップの
ある人々のための生活環境整備促進に関する質
問主意書(前島英三郎君提出)

同日本院は、人事官に加藤六美君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に平井富三
郎君を任命することに同意した旨内閣に通知し
た。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。
決算調整資金に関する法律

昭和五十二年度の水田総合利用奨励補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法
律
同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づ
く昭和五十三年度地方団体の歳入歳出総額の見込
額書を受領した。

去る二月十六日議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

阿具根 登君 補欠 万三君

内藤 功君 補欠 敦君

倉本 顯治君 補欠 顯治君

倉本 顯治君 補欠 顯治君

倉本 顯治君 補欠 顯治君

倉本 顯治君 補欠 顯治君

倉本 顯治君 補欠 顯治君

倉本 顯治君 補欠 顯治君

倉本 顯治君 補欠 顯治君

倉本 顯治君 補欠 顯治君

同日本院は、人事官に加藤六美君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に平井富三
郎君を任命することに同意した旨内閣に通知し
た。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員長に今村謙君、
同委員に黒木延君及び河野共之君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

田中寿美子君 補欠 吉田忠三郎君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

通信委員会

理事 案納 勝君 (大森昭君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定不況産業安定臨時措置法案

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計

法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

福田内閣による成田空港の強行開港に係わる諸問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名

内閣総理 室城庸之君 近畿管区 昭 五・三・三

交通安全 警察局長 昭 五・三・三

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣総理大臣官房 三島 孟君

交通安全対策室長

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房

交通安全対策室長三島孟君(同日議長承認)を第八

十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領

した。

去る二月二十二日議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

神谷信之助君 補欠 宮本 顯治君

法務委員

熊谷太三郎君 補欠 浅野 祐君

国会法第四十二

条第二項但書の

規定によるもの

宮本 顯治君 補欠 内藤 功君

文教委員

長谷川 信君 補欠 岩上 二郎君

農林水産委員

岩上 二郎君 補欠 降矢 敬雄君

商工委員

降矢 敬雄君 補欠 長谷川 信君

運輸委員

内藤 功君 補欠 神谷信之助君

予算委員

浅野 祐君 補欠 熊谷太三郎君

森下 昭司君 補欠 赤桐 操君

相沢 武彦君 補欠 峯山 昭範君

安武 洋子君 補欠 渡辺 武君

山中 郁子君 補欠 上田耕一郎君

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

決算委員

渡辺 武君 補欠 安武 洋子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任 補欠 峯山 昭範君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

降矢 敬雄君 補欠 浅野 祐君

農林水産委員

浅野 祐君 補欠 降矢 敬雄君

運輸委員

神谷信之助君 補欠 内藤 功君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

昭和五十二年三月一日 参議院会議録第八号 議長の報告事項

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 異動年月日
警察庁警務局長 国島文彦君 警視總監 昭三三・三
去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

安武 洋子君

補欠

小笠原貞子君

商工委員

辞任

小笠原貞子君

補欠

安武 洋子君

決算委員

辞任

岩崎 純三君

補欠

降矢 敬雄君

議院運営委員

辞任

神谷信之助君

補欠

橋本 敦君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

水俣病被害者の補償問題に関する質問主意書

(渡辺武君外一名提出)

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

藤井 裕久君

補欠

真鍋 賢二君

松垣徳太郎君

降矢 敬雄君

中村 利次君

柳澤 鍊造君

社会労働委員

辞任

真鍋 賢二君

補欠

藤井 裕久君

農林水産委員

辞任

降矢 敬雄君

補欠

松垣徳太郎君

運輸委員

辞任

柳澤 鍊造君

補欠

中村 利次君

決算委員

辞任

降矢 敬雄君

補欠

岩崎 純三君

農林水産委員会

理事

川村 清一君(川村清一君の補欠)

同日議員木村睦男君外八名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

原子力衛生の規制に関する決議案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

環境庁設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和三十二年一度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和三十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日委員長から次の報告書が提出された。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案可決報告書

身体障害者をはじめとするハンディキャップのある人々のための生活環境整備促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年二月十五日

参議院議長 安井 謙殿

前島英三郎

身体障害者をはじめとするハンディキャップのある人々のための生活環境整備促進に関する質問主意書

近年、「福祉の町づくり運動」等が各地で行われ、道路、建築物、交通機関等を、身体障害者をはじめとするハンディキャップのある人々にも利用しやすいように改善、改良するよう求める声が強まっている。身体障害者等を考慮した生活環境整備については、心身障害者対策基本法第二十二條において、「国及び地方公共団体は、心身障害者による交通施設その他の公共的施設の利用の便宜を図るため、施設の構造、設備の整備等について適切な配慮がなされるよう必要な施策を講じなければならない」と規定している。また、中央心身障害者対策協議会は、昭和四十七年十二月、「総合的な心身障害者対策の推進について」と題する報告の中で「現在の物理的、社会的環境条件のために、その活動を制限されている多くの障害者の自立更生を図るため、障害者の利用の多い地域から必要な施策を早急に実施されることを強く要望するものである」と述べている。

これに対して、政府は、昭和四十八年度より三ヶ年度にわたり「身体障害者福祉モデル都市設置事業」を実施した他、歩道と車道の段差の解消については昭和四十八年に、盲人用交通信号については昭和五十年に、それぞれ基準の全国的統一を図り、また、官庁官署に關しても昭和五十年に「身体障害者の利用を考慮した設計資料」を作成し、関係者に配布し、整備基準の統一を図つた、等の施策を講じ、生活環境整備の促進を図つてい

るとしている。この他、地方公共団体において、独自の要綱等を設けて努力を払つてい

る所もあり、民間においても、身体障害者等の利用を考慮

した設計を採り入れる傾向が見られる。これらを総合的に判断して、身体障害者等の生活環境整備が、徐々にではあるが、前進する方向にあることを認めないではない。

しかしながら、その改善はまだまだきわめて部分的なものである。身体障害者等のハンディキャップのある人々が、その活動を制限されることなく自立更生するためには、生活環境全般にわたつて配慮がゆきわたる必要がある。それがきわめて部分的である現在の段階では、すでに改善がなされた箇所であつても有効に利用することは困難である。特に、交通機関とそれにかかわる建築物や、比較的古い建築物において、整備、改善の遅れが目立つ。また、改善を図つたものの、身体障害者等が実際に使用できなかつたり、使用しにくいという場合が少なくない。このことは、環境整備を進めるにあたり、身体障害者等の意見や要望を十分に聴取する努力を怠つたためと指摘せざるを得ない。

ところで、中央心身障害者対策協議会は、前出の報告の中で、「このような施策の推進にあつては、一般健常者の理解と協力が不可欠の要素であるので、広く国民の障害者に対する正しい知識と理解を深め、障害者福祉に対する幅広い国民各層の協力が得られるよう積極的な啓蒙活動を実施されること」を政府に要望しているが、積極的な啓蒙活動がなされているかどうか、かつ、正しい知識と理解が深まっているかどうか、いささか心配の念を抱かざるを得ない。例えば、身体障害者等のための施設、設備の改善に対して、少数者のために多大の費用を要する効率的悪い施策であるとするが如き誤まつた理解がないとは言えない。

心身障害者対策基本法第三条は「すべて心身障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定している。いうまでもなく、この権利は、憲法において保障された基本的権利の一環をなすものであり、過去長い期間、事実上、基本的権利の一部が

制限を受けていたと看做すべきである。従つて、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障するための諸施策は可能な限りすみやかに進められなければならないと考える。一方、このような生活環境整備は、決して少数者のみのための施策ではない点、強調されるべきである。身体障害、老齢、病氣、一時的な損傷等、個人の可動性が制限される原因は様々である。しかも、何らかの原因で恒常的に又は一時的にハンディキャップを背負う可能性は、すべての人に存在するのである。

前記のような誤った解釈をなくし、正しい理解と知識を深めるため、啓蒙活動に一層意を用いる必要があるのは勿論であるが、何にも優る啓蒙は、政府が確固たる姿勢と方針を持ち、それを実行していくことである。

以上のような見地に立ち、次の諸点について質問するので、明解なる答弁をされたい。

一 身体障害者福祉モデル都市設置事業に関して

(1) 本事業の目的は、身体障害者のための模範的な生活環境施設、設備を整備する身体障害者福祉モデル都市を設置することにある。しかし、一都市あたりの予算額はわずか一千万円であり、指定五十市における本事業による整備状況を見ても、きわめて部分的、選択的な範囲にとどまっている。これでは模範的な環境整備には程遠いと言わねばならない。政府は、本事業が指定五十市の環境整備に對してどの程度寄与したか、また、これらの施策を進めるにあたり今後どのような配慮が必要であるか検討していると思うが、その内容を示されたい。

(2) 本事業は、昭和五十年で打ち切られた

が、それ以降、独自の要綱等を受け、継続的に整備を進めている地方公共団体がある。地方財政が逼迫している中で、政府は、これらの事業に對してどのような財政援助をしているか考えがあるか。

(3) 政府は、本事業の使命は終り、これを他の都市や町村にも普及するよう、今後一般行政の方で努力する、としているが、具体的にはどのような方策、予算措置を講じているか。

二 官庁營繕に関して

(1) 政府は、第八十二国会における本院地方行政委員会において、わたしの質問に對し、「政府所管の官庁施設については身体障害者の利用を考慮した設計を採用しており、また、既存の庁舎等についても改修を進めている」旨を答弁した。については、身体障害者の利用を考慮した設計を採用した庁舎施設の比率はどの程度となつているか示されたい。また、既存の庁舎等の改修について、本年度及び来年度においてどのような予算措置をとられているか示されたい。さらに、既存の庁舎等については、改修の年次計画を策定する必要があると思うが、その考えはないか。

(2) 政府所管のもの以外の公共建築物についても、整備基準の統一を図るとともに、整備を促進するため、政府は、「身体障害者の利用を考慮した設計資料」を関係者に配布したとしているが、その後、関係者において、この資料に沿つてどの程度整備が進んでいるか。

三 身体障害者等の生活環境整備における国際的

な動向に関して

欧米諸国を中心に、すでに十八ヶ国以上の国々において、身体障害者等のハンディキャップのある人々を考慮した生活環境の整備を、法的に義務づけるか、又は、建築基準等の中に明記する等の方法により法制化していると伝えられる。また、国連においても、障害者生活環境専門家会議を開催し、最低限の設計基準等を勧告している。政府は、第八十二国会における本院地方行政委員会において、わたしに、「これらの点につき勉強中である」旨答弁している。

当然、前記の国際的動向に関して資料を収集し検討を加えていると思うが、現在までにどのような資料を収集したか、また、その検討内容を明らかにされたい。

四 「福祉の町づくり法制化」に関して

(1) 第八十二国会における本院地方行政委員会において、わたしは、身体障害者等ハンディキャップのある人々の利便を考慮した生活環境整備について、その必要性及びその方法を明示する基準を、然るべき法律の中に明記すべきである旨を主張し、政府の見解を質した。これに對して、「中央心身障害者対策協議会において、立法措置をも含めて鋭意検討を進めている」との主旨の答弁があつた。現在の段階で同協議会の検討がどこまで進んでいるか、その内容を明らかにされたい。また、何時までに結論を出す予定かを示されたい。

(2) 今国会における本院予算委員会において、

本質問主意書の内容に関連のある質疑が行われた。その際、建設大臣より、「法的措置まではいかかと思ふ」との答弁があつた。この答弁は、中央心身障害者対策協議会が立法措置をも含めて検討中であるにもかかわらず、政府が、立法措置に對して消極的又は否定的な見解をとつていられると受けとられかねない。ここに、あらためて、政府の見解を明確にしたい。

(3) 心身障害者対策基本法第八條は、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない」としている。我が国における生活環境整備の諸経過、先進諸外国の例等に鑑み、すでに、法制化を具体的に検討すべき段階にたつたつていられると思ふ。この際、身体障害者等の生活環境整備を強力に推進し、国民の正しい理解を深めるため、政府は、法制化の方針をすみやかに打ち出すべきと思うが、その意思はないか。

右質問する。

昭和五十三年二月二十四日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員前島英三郎君提出身体障害者をはじめとするハンディキャップのある人々のための生活環境整備促進に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前島英三郎君提出身体障害者を
はじめとするハンディキャップのある人々
のための生活環境整備促進に関する質問に
対する答弁書

一について

身体障害者福祉モデル都市として指定された
都市においては、その指定が契機となり地域の
実情に応じた身体障害者のための生活環境施
設・設備の整備について多くの成果が挙がつて
おり、身体障害者福祉モデル都市設置事業は身
体障害者のための生活環境整備の普及促進に大
きく寄与したものと考えている。

今後、右の指定都市以外の地域においても身
体障害者のための生活環境整備が効果的かつ円
滑に図られるよう身体障害者福祉モデル都市に
おける成果を踏まえて地方公共団体を指導する
とともに、身体障害者生活活動促進事業等の身
体障害者地域福祉活動促進事業に対する国庫補
助金の増額、身体障害者福祉バス設置事業に対
する国庫補助金の新設等を図ることとしてい
る。

なお、現段階において、地方公共団体が独自
に実施している事業に対する財政的な助成措置
を講ずることは考えていない。

二について

(1) 建設省の担当に係る昭和五十二年度完成
(予定を含む。)の新営建物で、身体障害者等
の利用を考慮して設計されたものは、約六割

である。

既存庁舎についての身体障害者等の利用の
ための改修は、昭和五十二年度には中央合同
庁舎第三号館などについて実施している。ま
た、昭和五十三年度予算案の中で官庁営繕費
については、新たに身体障害者等の利用に対
する措置のために必要な経費を計上してい
る。

今後は、中央官庁庁舎、地方合同庁舎等で
必要度の高い施設から順次実施していく方針
である。

(2) 昨年六月に地方公共団体に通知した「身体
障害者の利用を考慮した設計資料」等につい
ては、各地方公共団体において建築関係団体
に周知させる等の措置が講じられている。

三について

身体障害者等の利用を考慮した官庁施設の設
計については、社会福祉法人日本肢体不自由児
協会発行の「障害者のための建築基準(外国
編)」、米国保健教育福祉省が米国建築家協会に
作成させた「障壁のない環境づくりのための大
要」、地方公共団体における指導指針等を検討
し、技術的基準の整備に反映させることとして
いる。

四について

(1) 現在、中央心身障害者対策協議会に専門の
プロジェクトチームを設け、心身障害者の自
立更生と社会復帰を図るための生活環境の整

備について、公共建築物、公共交通機関等の
改善等生活環境整備に関する国及び地方公共
団体における各種施策の実施状況並びに外国
における事情の調査を含め広範囲にわたり検
討を行っているところであり、生活環境整備
のための基準の作成の可否及びその法制化の
必要性について、結論を得る予定時期を現段
階において明示することは困難である。

(2)及び(3) 生活環境整備のための公共建築物等
の基準の設定については、官庁営繕に関して
昭和五十年に「身体障害者の利用を考慮した
設計資料」を作成したように、可能なものに
ついては、今後とも基準の統一化を図ってい
くこととしているが、その法制化について
は、中央心身障害者対策協議会の結論が得ら
れた段階でその結論などを踏まえ、検討して
まいりたい。

〔参照〕

二月二十三日議長において、左のとおり議席を指
定した。

二月二十八日議長において、左のとおり議席を変
更した。

九五	前田 勲男君	八六	古賀雷四郎君	八五	志村 愛子君	八四	金井 元彦君	八三	片山 正英君	八二	鍋島 直昭君	八一	源田 実君	八〇	二木 謙吾君
一七	金丸 三郎君	一六	遠藤 政夫君	一五	衛藤征士郎君	一四	松垣徳太郎君	一三		一二		一一		一〇	

三三	吉田 実君	三二	原 文兵衛君	三一	中村 禎二君	三〇	前田 勲男君	二九	亀長 友義君	二八	北 修二君	二七	熊谷 弘君	二六	下条進一郎君
二五	鈴木 正一君	二四	田原 武雄君	二三	岩崎 純三君	二二	伊江 朝雄君	二一	浅野 拓君	二〇	長谷川 信君	一九	後藤 正夫君	一八	斎藤 十朗君
一七	坂元 親男君	一六	寺下 岩蔵君	一五	林 道君	一四	安孫子藤吉君	一三	志村 愛子君	一二	古賀雷四郎君	一一	河本嘉久蔵君	一〇	金井 元彦君
一〇	片山 正英君	〇九	鍋島 直昭君	〇八	源田 実君	〇七	二木 謙吾君	〇六		〇五		〇四		〇三	

一四〇	一三九	一三八	一三五	一三四	一三三	一三二	一三一	一三〇	一二七	一二六	一二五	一二四	一二三	一二九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一	一〇〇	九九			
嶋崎 均君	藤井 丙午君	梶木 又三君	山東 昭子君	斎藤栄三郎君	岡田 広君	大島 友治君	石破 二郎君	青井 政美君	最上 進君	望月 邦夫君	森下 泰君	佐々木 満君	堀内 俊夫君	野呂田芳成君	成相 善十君	中村 啓一君	竹内 潔君	高平 公友君	高橋 圭三君	増岡 康治君	真鍋 賢二君	三善 信二君	山本 富雄君	田代由紀男君	岩上 二郎君	岩動 道行君	小澤 太郎君

一九七	一九〇	一八九	一八八	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七四	一七三	一七二	一七一	一六七	一六六	一六五	一六一	一六〇	一五九	一五三	一五二	一五一	一五〇	一四九	一四三	一四二	一四一
山内 一郎君	菅野 儀作君	久次米健太郎君	鈴木 省吾君	夏目 忠雄君	永野 巖雄君	中村 太郎君	高橋 誉富君	秦野 草君	鳩山威一郎君	福岡日出麿君	宮田 輝君	藤井 裕久君	福島 茂夫君	林 寛子君	降矢 敬義君	堀江 正夫君	降矢 敬雄君	内藤普三郎君	玉置 和郎君	楠 正俊君	藤田 正明君	西村 尚治君	増田 盛君	山崎 竜男君	稻嶺 一郎君

昭和五十三年三月一日 参議院會議録第八号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)
〒107